

Vol.14 **11**月号  
November.2003

## CONTENTS

特集

構造改革特区

巻頭随想

合併コーナー

がんばっていま～す

苦言提言

電子自治体コーナー

イベントごよみ

市町村リレーまちづくり夢づくり

やまなし  自治の  風



江戸時代に、薬用植物の甘草を栽培して幕府に納めていたことから、このように呼ばれてきました。敷地内には薬草や様々な草花が咲き乱れ、四季



販売所

塩山駅北口に大きな木造民家があるのをご存知でしょうか。重要文化財旧高野家住宅「甘草屋敷かみづちやしき」です。

「塩山市観光ボランティアガイド」スタッフが暖かいお茶をご用意してお待ちしています。

【特産品販売所】  
「長屋」を利用して、「葉せんべい、ころ柿菓子、地元ワインなどオリジナル商品を販売しています。」

【樋口葉資料室】  
主屋内の座敷蔵で平成16年7月に発行される新五千円札の肖像画に女性で初めて樋口葉が起用されることが決定したことを記念して、「一葉の両親が生まれ育った地、塩山市との関わりを紹介しています。」



# 甘草屋敷

まち自慢

塩山市



Enzan-city

薬草と花咲く  
歴史の公園



子ども図書館

塩山市 教育委員会

TEL 0553-32-1411

旧高野家住宅

TEL 0553-33-5910

まち自慢	塩山市 甘草屋敷	表2
巻頭随想	未来へひろく街 南アルプス市	2
市町村リレー 「田富町」	南アルプス市長 石川 豊	4
特集 構造改革特区	特集1 構造改革特区制度と本県の取り組み状況について	8
	特集2 「体験活動教育特区」の概要と今後の展望	12
	特集3 「山梨市農地いきいき特区」について	16
	特集4 「増富地域交流振興特区」について	21
合併コーナー	「富士河口湖町」誕生によせて 合併協次長 萩原 憲一	24
苦言・提言	合併協議をみてきて思うこと 山梨放送報道部 井上 進治	27
がんばっていきまっか。		28
電子自治体コーナー	市町村合併と電算統合	30
自治Q&A		32
市町村イベントごよみ	一年をしめくくる年末のイベント	34
市町村振興協会たより		36
はつらつ！市町村職員	篠原振一郎(高根町) 編集後記	表3



表紙写真

奥秩父の秘境といわれる西沢渓谷は、原生林に包まれた神秘的な美しさで知られています。次々に変化する数多くの滝や淵が見る者を圧倒し、春のシャクナゲや秋の紅葉、冬の氷壁など魅力いっぱい渓谷トレッキングに誘ってくれます。  
(三富村提供)



青木良治さん  
(JAふじかわ営農販売課長)

**時の人**  
man&woman

**県産茶「甲斐のみどり」  
ペットボトル飲料の開発**

「甲斐のみどり」は、温暖多雨な気象や、土壌、地形などの生産条件に恵まれ、お茶は南部町を中心に地域の基幹作物に位置づけられています。管内の荒茶生産量は、県内シェアの九五%を占め、「甲斐のみどり」ブランドとして県内で広く愛飲されています。JAふじかわは、お茶に含まれるカテキンの効能による健康ブームの高まりを受け、茶飲料の市場展開を図るため、三年前から飲料開発に取り組み、本年八月に新製品の販売を開始しました。

「この販路開拓に取り組んでいるのが青木良治さんです。『このお茶は天然ミネラル水を電気分解した純粋水を五十五度まで加熱し煎茶加工前の荒茶を約十秒間自然撈拌し抽出する方法で、お茶本来の旨味を引き出しています。手軽に飲めるペットボトルの販売をきっかけに、『甲斐のみどり南部茶』の地産地消を層推進したい。』と意気込みを語っておられました。

# 巻頭 随想

[zuissou] YAMANASHI JICHInoKAZE 2003 #14

南アルプス市長 石川 豊



## PROFILE

石川 豊 Yutaka Ishikawa

昭和2年南アルプス市生まれ。鉄道省甲府運輸事務所勤務を経、山梨県職員に。県民生活局長、厚生部長、出納長の要職を経、榑形町長を務める(5期)。平成15年4月、南アルプス市初代市長に就任。この間、山梨県町村会長、山梨県市町村共済組合理事長、山梨県土地改良事業団体連合会会長、山梨県ソフトバレーボール協会会長などを歴任。趣味は、登山と釣り。六色の夢の実現に向けて活躍中。

## 未来へひらく街 南アルプス市

南アルプス市は、本年四月一日に峡西地区六町村が合併して誕生いたしました。大地を春の光と穏やかな風、そして桜の花が覆いつくす、まさに本市の爽やかなネーミングに相応しい好時節でありました。

### 【合併までの経過】

この度の合併に際しましては、峡西青年会議所が中心に商工会、女性団体、ロータリークラブ、ライオンズクラブに働きかけ、住民発議の署名運動を実施したことに始まります。平成七年の市町村合併の特例に関する法律

の改正による全国でも珍しい直接請求制度を利用したもので、平成十二年、各町村議会において合併協議会の設置議案の可決をいただいたわけです。以来、三年五ヶ月、十六回に及ぶ合併協議会の開催から、各町村議会での調査研究、任意の合併研究会の発足等、千三百回におよぶ慎重かつ活発な協議を重ね、平成十四年十月十七日合併調印式を行い現在の南アルプス市が誕生いたしました。

さて、日本三大扇状地として御勅使川扇状地がひろがる本地域は、地理的にも歴史的にもつ

ながりが深く、原七郷とも呼ばれ、水との戦いの中、農林業を中心に教育、文化、産業を紡いでまいりました。昭和四十七年には「峡西広域市町村圏」に指定され、地域内には国道五十二号線、甲西バイパスを柱に縦貫道が行き来しております。それだけに、その結びつきと連帯感の絆には強いものがあり、合併までのスムーズな取り組みにいたったといえると思います。

### 【まちづくりにつながる

### 五つの柱】

住民発議という熱意によって

実現した南アルプス市でなければできないまちづくりを進めるべく、私は就任に当たり、五つの柱を掲げさせていただきます。

- 一、行政の効率化と財政基盤の強化
  - 二、バランスのとれた行政サービスの実行と整備
  - 三、旧六町村の歴史と伝統を重視した生活文化の創造
  - 四、対話と連携で市民参加の推進
  - 五、情報公開で開かれた市政の実現
- こうした基本理念を旨に新市

の方向づけを市民と一体となつて組み立てることを目標としております。従つて行政のみならずNPO、女性団体、商店、企業など地域コミュニティ活動を促進し、市民の皆さんとの協働で新市を運営するというスタンスを保ちながら、何事も市民サイドに立った政策を提案していかねければなりません。

#### 【市をとりまく環境】

既に、市制が施行されてから六ヶ月が経過し、これからは、合併の真価が問われるという段階に入っております。

しかしながら、今、地方自治をとりまく環境は、大きな時代のおねりとなつて押し寄せています。これから国の行財政改革の一環としての地方分権が進んでまいります。市制施行以来まもない南アルプス市においても、取り巻く国内外の政治、経済の状況は決して楽観できるものではありません。財源基盤の希薄な地方自治体にあつて、自己責任による自助努力において行政運営を迫られております。

#### 【施策の方向】

これまで行われてきた行政運営や住民サービスが低下するこ

とのないよう、将来の南アルプス市にとつて、最も優先すべき施策を見極めながら、新市の基幹となるべき総合計画の策定をしております。合併当初の新市建設計画においては大型プロジェクトを旧町村毎に掲げておりますが、時代の趨勢を汲み取りながら、柔軟に対応していきたいと考えております。

そして、南アルプスという自然豊かなイメージを大事にしなが

ら、持てる資源を大切に生かしつつ、南アルプスブランドの確立を図り全国に発信してまいります。

つまり、富士山に次いで高い主峰北岳、あやめの花で知られる楡形山など南アルプスの山々を中心とした山岳観光に、当地のオリジナル果物でありますサクランボや桃、スモモなど果樹観光を一体化して活性化を図っていきたいと考えております。

さらには、食の安全という観点に立つて、安全・安心な農産物の生産、環境に配慮した生産技術の普及、定着など消費者の新たなニーズに対応した農業振興を推進し、地域で生産されたものは地域で消費するという地産地消を定着させるとともに、今や夢物語となりつつあるといわれる「身土不二」、すなわち「人の命と健康は、食べ物で支えら

れる」という考え方を基に、心根の交流を都会の人たちと進めて行きたいと思ひます。

#### 【基盤形成】

一方、南アルプス市においては、現在、国の大型プロジェクトとして中部横断自動車道の建設が進んでおります。白根インターチェンジの供用開始により、首都圏から中央自動車道を利用して約二時間、さらに本年度中には、南アルプスインターチェンジまでの開通が予定されております。これに新山梨環状線が接続されるなど、新たな高規格道路の整備は、この地域のこれからの産業経済にとりまして大変重要な基盤を形成してまいります。特に中部横断自動車道は、国内の物流拠点を本市に促し、山梨県の西の玄関としての役割を担い、災害時のかけがえのない道路でもあります。さらに、新市のこれからの観光振興、活性化に大きな期待を抱くものであります。

しかしながら、これからの社会経済情勢の進展の如何によつては、大きな不安感を拭い去ることはできませんが、市は市として自らの力をしっかりと把握し、大所高所から、その位置づけを踏まえて将来の地方行政

体制を確立して行くことが必要とされます。

#### 【六色の夢】

言うまでもなく合併は、ゴールではなくスタートです。市の将来構想でもあります「六色の夢きらめく躍動の新たな文化都市」の実現に向けて、地域住民の福祉、経済、文化、産業から環境や防災面にいたるまで、今だからこそ市民が一体となった取り組みによる南アルプス市の特色あふれるまちづくりが必要です。

生活密着型の政策を提案し、合併してよかつたといわれるまちづくりを目指してまいります。「南アルプス市」という名称に恥じない、スケールメリットを生かすと共に、時代の変革に速やかに対応できるシフトで、旧六町村民がお互いの立場を理解しあい、連帯感を持つて協力し合うことが肝要だと思ひます。一度訪れた余韻が「もう一度行ってみたい」につながり、訪れて初めて味わえる満足度と感動が、市民にとっての活力となり、住み心地のよいまちづくりになるはずであります。

# まちづくりのつぎは

[shityouson relay]



## 田富町

### ひとり一人の

### 生活基盤を支えあい、 創りだすまちづくり



田富町は、甲府盆地の最南端、釜無川と笛吹川の合流点に位置し、恵まれた自然環境と四季の景観に優れ、昭和十六年に田富村として誕生し、昭和四十三年に田富町となり、本年度町制施行三十五周年を迎えました。

本町は山梨県一の土地生産性を誇るキュウリ・トマトを中心とした農業を主要産業として発展してきましたが、町制施行翌年の昭和四十四年に甲府都市計画区域の一員となつてからは、急激な都市化とともに、大型店舗や企業などの進出に伴いパランスのとれた産業を背景に、県下でも有数の人口急増の地域として、若々しい町へと変貌を遂げました。このような社会情勢の中、限られた財源を、より有効に生かすため、柔軟かつ弾力性を持った町政の推進を図って

います。

特に、福祉と教育に関しては重点課題として、子育て支援対策、介護サービス、保育園運営等を強化し、また、次代を担う子どもたちが豊かな心を持ち健全にたくましく成長できるための教育環境施設の整備や、地域と教育関係諸団体が連携した、青少年の健全育成の諸施策の充実を進めています。

二十一世紀を迎えた今、「ひとり一人の生活基盤を支えあい、創りだすまちづくり」を目標に掲げ、快適な生活環境の整備を図るため、数々の事業を推進しています。

# 福祉の基本は、

## 心と心のふれあい

「心のふれあう、明るい福祉のまちづくり」を目指し、町では福祉公園やコミュニティセンターなどの福祉施設の整備を進め、健康福祉カードの発行など、さらに豊かな福祉社会の実現を目指しています。

本町では、若年核家族の増加や女性の社会進出などにより、保育需要が急増しています。これらの需要に対し、体制整備として、町立保育園が四園、私立幼稚園が一園設置されており、広域入所による町外保育園への入所も可能になっています。町立保育園では、自主性、協調性、おもいやりの心など、豊かな人間性を育てることを保育方針として、低年齢児受け入れ拡大、乳幼児保育、延長保育、障害児保育も積極的に実施しています。

また、子どもを取り巻く社会環境は日々めまぐるしく変化しています。それらに対応するための乳幼児の子育てに関する育児相談等の子育て支援を様々な機会をとらえて行っています。

また、田富町では、子どもたちの健全な育成を目指して、児童館に力を入れています。児童館は、昭和五十四年から整備が始まりました。現在、中央、すみれ（布施地区）、わんぱく、ひまわり（東花輪地区）、杉の子（西花輪地区）、ひばり（山之神地区）、つくし（藤巻地区）の七つの児童館が町内にバランスよく設置されています。

保護者が仕事などで、放課後家庭に帰っても、一人で過ごすなければならない児童に、家庭に代わっての生活と遊びを中心に集団生活を援助する学童保育（小学一年生から三年生を対象に登録）また、一般の児童に健全な遊びを与え、集団的及び個人的に指導して、児童の健康を増進し、情操を豊かにするなど、児童館は地域の児童健全育成の拠点として、重要な役割を担っています。

今、多くの人は、老後の問題、特に介護の問題を最大の不安要因として感じていると言われています。そうした中、高

齢者の方が、できる限り住み慣れた地域や家族で暮らせること



多くの子どもたちでにぎわう児童館夏祭り

を基本理念とし、多様なニーズに対応していくため、介護保険の給付サービスだけにとどまらず、平成十五年度を初年度とする高齢者福祉計画では、現在の「保健、医療、福祉サービス」の連携を強化し、総合的な体制を整備確立することにより寝たきりの高齢者ゼロ対策や痴呆性高齢者対策として、高齢者の介護予防や生活支援に関する事業の充実など高齢者福祉施策を積極的に推進しています。

## 自然を大切に育てよう「水辺の楽校」

町の西側を緩やかに流れる釜無川と東から町の南部に沿って流れる笛吹川。山梨県を代表するこの二つの川の合流するところに、田富町は位置します。町の先人たちは、度重なる氾濫を乗り越え、この地を光と水と緑

のきらめきに満ちた、美しい土地へと変えていきました。今日では、甲府商工圏の南端エリアとして発展し、町南部の田園地帯とバランスよく調和しながら、次代の産業を拓くニュータウン地区をはじめとする新しい町づくりが進み甲府圏域の



自然体験の場として活用される水辺の楽校

ベッドタウンとして新しい住民も増えていきます。

一方、地球温暖化をはじめとして、私たちの生活を取り巻く環境問題がクローズアップされ、地球的規模での取り組みが急務となっています。町でも健全で、より快適な生活環境を目指して、さまざまな取り組みがなされており、その一環として開設されたのが「水辺の楽校」です。

「水辺の楽校」は、自然に親しむ機会が少なくなった子どもたちに、自然とふれあいながら

環境の大切さを学んでもらおうとするものです。田富北小学校やふるさと公園に隣接している釜無川と常永川との合流点は、動植物が生息するなど、豊かな自然環境が残っています。その一帯を「水辺の楽校」として整備し、子どもたちに河川を遊び場・自然体験の場・自然学習の場として利用してもらい、小さいころから、自然環境を大切にすることを育てます。

かつては、地方病（日本住血吸虫病）のため水辺に近づくことは避けられていましたが、地方病が撲滅されて久しく、今日ではその心配もすっかりなくなりました。

きれいで豊かな水の流れがあつて、そこで子どもたちが安全に、にぎやかに遊ぶ。

幼いころに遊んで親しんだ川や自然があること。それがとても重要です。田富町をふるさととして愛し、誇れる町に思えば、ふるさとの自然環境を思いやる心も、自然に芽生えるはずです。

## 笑顔いっぱい、夢いっぱい

## 心をつなぐ 青空の祭典



町民のふれあいのまつり「稲穂まつり」

月三日にふるさと公園で行われる「稲穂まつり」は、町のメインイベントとして、毎年盛大な賑わいを見せています。

祭りは、稲穂太鼓とみこしパレードで幕が開きます。続いて、小学生の集団演技、保育園児のマーチングバンドなど、さわやかな秋空の下でエキサイティングな演技、演奏が繰り広げられます。午後からは、ふれあい昼食会や歌謡ショー、抽選会など多彩なイベントが祭りを盛り上げます。商工会の販売コーナー、トマト、ポン菓子などのサービスクーナー、企業紹介コーナーなども行っています。町内すべての皆さんが毎年楽しみにしているイベントとなっています。

田富町のメインイベント「稲穂まつり」は、懐かしい郷土芸能からフレッシュな趣向を凝らした催し物まで、爽やかな出会いと感動に満ちたふれあいフェスティバル。時代を越え、世代を越えて、たくさんの陽気な笑顔が集います。

心と心のふれあいをテーマに年間を通して多彩な催しが繰り広げられる田富町。中でも十一



# やまなし 自治の風

## 特集

# 構造改革特区

中央集権的な画一的な発想が崩壊しつつある。構造改革特区による規制改革もその一つの現れである。これまでに、政府が行ってきた全国一律の規制から、地域の特性に応じた多様な仕組みに向けての実験が全国各地で進められている。これは、地方が自ら考え自ら実行する分権社会への大きな前進でもある。今回は、構造改革特区制度の概要を説明するとともに、本県において認定された3つの特区を紹介する。

特集1「構造改革特区制度と本県の取り組み状況について

県総合政策室 末木 浩一

特集2「体験活動教育特区」の概要と今後の展望

県私学文書課 渡辺 恭男

特集3「山梨市農地いきいき特区」について

山梨市総合政策課 坂本 孝一

特集4「増富地域交流振興特区」について

須玉町農林課 中田 治仁

# 構造改革特区制度と本県の取り組み状況について

Kouichi Sueki

末木浩一

県総合政策室

特集

1

## はじめに

①

経済活動の国際化や少子高齢化の進展など、経済社会環境は大きく変化しました。

しかし、様々な事情で規制改革が遅れ、変化への弾力的な対応がなされないまま、合理的な改革の必要な分野が数多くあります。

特に、現在の厳しい経済情勢を踏まえると、一刻も早く規制改革を通じた構造改革を行い、経済の活性化を図る必要があります。

このため、政府では、地方公共団体や民間事業者等の自発的な立案により、地域の特性に応じた規制の特例を導入する特定の区域を設け、地域での構造改革を進めることになりました。

経済財政諮問会議や総合規制改革会議での議論を踏まえ、構

造改革推進のための「構造改革特別区域法（以下、「特区法」という）」が昨年十二月に制定され、今年四月から施行されました。

本法は、これまでの政府が行ってきた全国一律の規制という発想から、地方の特性に応じた多様な規制へと大きく方針を変えるものでした。

この結果、これまで地域独自の地域活性化に向けた取り組みを行おうとしても、全国一律という規制の壁に阻まれていましたが、構造改革特区制度を活用することによって、実現も可能となりました。

さらに、地方分権の流れが本格化する中で、その流れを押し進めるものとして、注目を浴びています。

# 構造改革特区のポイント

構造改革特区制度は、これまでの政府の制度運営のあり方を変更し、次の二点を基本理念に進めることになりました。

一 知恵と工夫の競争による活性化を図るため、

国があらかじめモデルを示すのではなく、自立した地方がお互いに競争していく中で経済社会活力を引き出していけるような制度へ発想を転換した。

規制は全国一律でなければならぬという考え方から、地域の特性に応じた規制を認めるという考え方に転換した。

二 自助と自立の精神の尊重を図るため、

特例措置の導入によって、構造改革特区内外において発生する可能性のある弊害を防止するための措置は、地方公共団体が主体的に対応する。

従来型の財政措置は講じないこととした。

特区法的一条(目的)では、「この法律は、地方公共団体の自発性を最大限に尊重した構造改

## ②

革特別区域を設定し、当該地域の特性に応じた規制の特例措置の適用を受けて地方公共団体が特定の事業を実施し又はその実施を促進することにより、教育、物流、研究開発、農業、社会福祉その他の分野における経済社会の構造改革を推進するとともに、地域の活性化を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の発展に寄与することを目的とする。」としています。

構造改革特区制度について、地方からその意義を評価すると、地方分権を具体化し、それぞれの地方自治体が、特色ある地域づくりを進め、地域の自立・振興の構想を実現するため、一つはその実行に必要な多くの規制緩和の手段として活用できます。また、これまでは法制度の壁であきらめていた構想を、特区を契機に実現に踏み切ることが可能になりました。

# 「構造改革特区」とは、何か

## ③

今日のような変化の激しい時代には、何がベストの社会制度であるかは必ずしも明確ではありません。規制改革とは、本来あるべき制度への改革でありませんが、現実には何がベストの制度か不明なときは、実際に試してみたら決める方が、抽象的な論争を繰り返すよりも建設的です。こうした「社会的実験」は、大規模な制度改革が実施される際にも必要とされています。

そこで、構造改革特区制度では、地域の活性化を図るため、特定の地域に限って試験的に規制を緩和するものです。

例えば、農村地域では高齢化が進み、耕す人がなくなり、地

域の農業者がこうした農地を引き受けてくれる人がいない場合、田や畑がどんどん荒れていく心配があります。

このため、構造改革特区ではこれまで法律ができなかった株式会社やNPO法人などが、農地を借りて農業ができるようになります。

なぜ、構造改革特区をつくるのかといえば、全国的な規制緩和がなかなか進まない中で、各地域の事情に応じた地域限定の規制緩和を試し、その結果よい効果が得られれば、その成果を全国的に普及拡大することで、国全体の規制改革につなげる突破口とすることになっています。

# 構造改革特区の特色は

## ④

構造改革特区のポイントで触れましたが、特区で行われる事業は、過去のリゾート構想やテ

クノポリス構想などのように、政府があらかじめモデルを示すのではなく、地域の活性化をめ

ざして、地方公共団体や民間団  
体などが知恵と工夫をもとに制  
度設計を競うものであり、あく  
までも地方の自主性に基づくも  
のです。

また、地域の自助と自立の精  
神を活かすため、これまでのモ  
デル事業などと違って、国が誘  
導するための補助金や税制上の  
優遇措置などの財政支援は一切  
行わないことになっています。  
なお、規制の特例の対象につ

## どんな規制緩和の特例が認められるようになったのか

5

これまでに、地方公共団体や  
民間団体などからの三回の提案  
により、実現できるようになっ  
た主な分野別の特例措置です。

### 【教育分野】

- ・ 学校法人以外（株式会社、NPO法人）による学校の設置・運営
- ・ 学習指導要領によらない多様なカリキュラム編成

### 【農村活性化分野】

- ・ 幼稚園入園年齢制限の緩和
- ・ 農業生産法人以外の法人の農業参入の容認
- ・ 農地の権利取得後の下限面積

いては、可能な限り幅広くして  
いますが、

一 許可要件の緩和や制限の緩和など、地方公共団体が自ら条例の制定、許認可等行う事で実施可能なもの

二 非課税措置、減額措置の創設又は拡大や各種手数料の軽減など、単なる税財政措置の優遇措置を求めるものは検討の対象とはなりません。

要件（都府県五十ル<sup>ア</sup>）の緩和

・ 市民農園開設主体の拡大

・ 農家民宿等による「どぶろく」の製造免許の要件の緩和

### 【国際交流分野】

- ・ 外国人研究者の在留期間を延長するとともに、研究と併せ投資・経営が行えるなど活動範囲の拡大

### 【まちづくり分野】

- ・ 違反広告物の簡易除却の対象に広告旗等を追加
- ・ コミュニティパスの許可等の基準の運用の見直し（全国対応）

### 【地方行革分野】

・ 地方公務員の常勤職員勤務時間の短縮を可能とする制度の導入（全国対応）

・ 地方税のコンビニエンスストア等における収納代行を容認（全国対応）

・ 規模の小さい市における助役による収入役の兼務（全国対応）

### 【福祉分野】

- ・ 公設民営、PFI方式による株式会社の特例養護老人ホーム運営への参入の容認
- ・ 障害児、知的障害者による高齢者デイサービス事業の利用の

## 構造改革の提案募集と認定状況

構造改革特区の制度設計は、地方公共団体や民間団体などの提案に基づき行われることとなります。そこで、昨年八月の第一次提案募集から今年六月の第三次提案募集までの提案を受けて、内閣官房と各省庁とで折衝を行いました。その結果、実現した規制改革数は、別紙一のとおり総計で三七六件が認められるようになりました。

可能化  
・ 高齢者、身体障害者等移動制約者に対するNPO法人等によるボランティア輸送としての有償運送可能化

【医療分野】  
・ 自由診療の分野を前提とした株式会社医療への参入

【産学連携分野】  
・ 国立大学施設・敷地の民間企業による廉価使用の要件緩和  
・ 国立大学教員等の勤務時間内兼業の容認

6

第3次提案までに実現した規制改革数別紙 1

	第1次提案募集で実現	第2次提案募集で実現	第3次提案募集で実現	合計
特区で実施	93	47	19	159
全国で実施	111	77	29	217

第1回、第2回申請主体別 特区計画認定数 別紙 2

	主体数				計画数			
	第1回		第2回	(総数)	第1回		第2回	(総数)
	(4月)	(5月)			(4月)	(5月)		
市町村単独	23	31	31	(85)	24	31	31	(86)
市町村共同	1	0	2	(3)	1	0	2	(3)
複数県共同	1	0	0	(1)	1	0	0	(1)
県単独	14	11	6	(31)	18	11	6	(35)
県・市町村共同	10	16	8	(34)	10	18	8	(36)
その他	3	0	0	(3)	3	0	0	(3)
	52	58	47	(157)	57	60	47	(164)

# 最後に

地方公共団体が、特区制度を活用し、多様な制度を試みることににより、そのうちから優れた制度が全国に適用されるといっ

制度間競争になるものです。また、既に、現行の厳しい規制の下でも、それぞれの自治体が間隙をぬって事業を行って

なお、今年度は、十一月に第四回の提案募集が行われ、今後も、年二回程度の提案募集を受け付けることになっていきます。特区の認定については、これまで四月に第一回、七月に二回目の認定申請の受付がされ、全国で別紙二のとおり百六四件の特区が認定されました。今年度は、

十月と来年一月にも受付が行われ、来年度から平成十八年度までの日程については、今年度の認定申請の状況をみながら定められることになっていきます。本県関係では、別紙三のとおり、ワイン産業振興特区外五件が認定されています。



本県関係構造改革特区の認定状況 別紙 3

申請主体	名称	特区の概要/目標及び社会経済的な効果	規制の特例
山梨県	ワイン産業振興特区	・ワイン醸造会社によるワイン造りとぶどう作りの一体化等による高品質ワインの製造などによりワイン産地ブランドを確立し、ワイン産業の活性化を図る。 ・意欲あるワイン醸造会社による農地(遊休農地や今後遊休化するおそれが高い農地等を含む)の有効利用・本件の特例措置を活用するワイン醸造会社における高品質なワイン製品の充実 等	・農地貸付方式による株式会社等の農業経営への参入の容認
須玉町	増富地区交流振興特区	・NPO法人の参入を求め、農業や国立公園での都市農村交流プログラムを展開することにより、交流人口を効果的に増大させ集落機能の維持と地域経済の活性化を図る。 ・高齢化・担い手不足等による遊休農地の有効利用(5年間で8haの遊休農地の解消)・都市と農山村の交流による地域の活性化(現行年間入込客数13万人が3万人増加)・都市住民との年間を通じた交流による高齢者の生きがいづくり	・農地貸付方式による株式会社等の農業経営への参入の容認 ・国立、国立公園の特別区域におけるイベントの容易化
富士吉田市	幼稚園入園事業特区	・幼児の数が減少し、他の子供と共に活動する機会が減少していることから、三歳未満児の幼稚園入園の特例により幼稚園への入園を促進し、幼児期における社会性の涵養を図り、心身の発達を助長する。 ・地域の教育力の向上 ・幼稚園事業の安定的な運営と市民サービスの向上を通じての地域の活性化の実現	・三歳未満児の幼稚園入園の容認
山梨市	山梨市農地いきいき特区	・株式会社、NPO等の農業参入や市民農園の開設を進め、果樹、花卉、野菜、稲などの体験農業を含めた農業経営を実施することにより、都市住民との交流や観光農業の振興等を図る。 ・株式会社、NPO等の農業参入により、観光農業等の様々な農業形態が発生し、農業の活性化 ・多様な法人による市民農園の開設により、都市住民との交流が増大 等	・農地貸付方式による株式会社等の農業経営への参入の容認 ・市民農園の開設者の範囲の拡大
山梨県	体験活動教育特区	・高等学校通信制課程において、生徒が行う学校外の学修として認定できる単位数の上限の拡大をモデル的に実施し、多様なニーズに対する学修機会を提供することにより、地域社会に貢献できる人材を育成する。 ・果樹産地や伝統的地場産業の担い手の確保 ・介護サービスに従事する人材の確保	・高等学校等における校外学習の認定単位数の拡大

り、特区制度はこうした地方公共団体を支援することにもなります。これらの自治体の主導による特区制度が認められることになれば、自治体間の競争が促進され、地方分権の進展に貢献できるものと思います。何よりも本制度は、自立的、主体的な地域作りに取り組み自治体にとって、ちよつとした特色づくりの手段として有効活用できるものです。

是非、本制度を活用して、個性的で特色ある地域づくりに取り組まれることを願ってやみません。構造改革特別区域推進室連絡先  
〒一五〇〇〇一  
東京都港区虎ノ門一三三七  
虎ノ門第三三森ビル  
〇三三五二一六六一  
構造改革特区のホームページ  
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/index.html>

# 「体験活動教育特区」の概要と今後の展望

Yasuo Watanabe

渡辺恭男

県私学文書課

特集

2

## はじめに

国が推進する構造改革の一つの柱である構想改革特区では、全国から多数の規制緩和に関する提案が寄せられ、また、既に百数十件の特区計画が認定され、規制の特例措置の適用を受けた様々な事業が実施されつつあります。そして、その内容を見ますと、教育に関するものが目立っておりまして、教育は、

①

多くの規制があり、一方でそれを緩和してほしいという生徒、保護者や教育関係者のニーズが高い分野と言ったことができません。ここでは、こうした状況の中で山梨県が認定を受けた「体験活動教育特区」の概要と、認定までの経過や計画の目的について述べてみたいと思います。

## 計画策定の背景、契機

②

「体験活動教育特区」は、ごく簡単に申し上げますと、高校で卒業に必要な74単位のうち30単位までを、通常の校内で行う授業でなく、就労体験やボランティア活動などの学校外での学習によることができることとす

るもので、そのために、学校教育法施行規則第63条の5で学校外の学修の上限を20単位と規制している点についての特例措置を適用します。

また、本計画による特定事業は、当面、駿台甲府高校通信制

課程で実施することとしています。

なぜこのような事業を実施しようとしたのか、また、なぜ高校の通信制課程なのかという点を理解していただくためには、通信制課程の現状を整理することが近道かと思えますので、本計画の特定事業者である駿台甲府高校通信制課程を例にとり、その状況に触れてみたいと思います。

駿台甲府高校は、皆さんも御承知のとおり、県内でもトップクラスの進学校で、卒業生の多くは有名大学に進学しています。また、高校のほか、中学校と小学校も併設してしまっていて、県内私学の有力校です。しかし、平成12年度に高校に通信制課程が設置され、現在は県内外の約900人の生徒が学んでいることをご存じの方は、あまり多くないと思います。

高校の通信制課程という制度の歴史は古く、昭和37年にまで遡ることができます。その当時は、働きながら学ぼうとする少年のための教育機関として定時制課程とともにその役割を果たしてきましたが、今では、人間関係等で全日制課程に馴染めなかつた生徒、自宅にひきこもり

がちな生徒などの受け皿としての存在価値が増してきています。通信制課程を設置する学校の数、そこに通う生徒の数ともに増加傾向にあり、少子化の進行で高校全体では生徒数が著しく減少する中で、この分野だけは教育ニーズが拡大しています。（平成15年度の学校基本調査によると、全国の通信制高校に通う生徒の数は約19万人で年々増加している。本県でも、県立中央高校、駿台甲府高校、日本航空高校で約2,800人の生徒が在籍しており、平成16年4月にはキリスト教自然学園高校にも通信制課程が設置される予定である。）

駿台甲府高校通信制課程では、ひきこもり又はひきこもりぎみの生徒が全体の20%程度に上り、教師が電話などで生徒と緊密なコミュニケーションを図り、趣味や体験の中から生徒自ら設定したテーマによるユニークな自主研究を行う総合的な学習の時間や、国語漢字能力検定、実用英語技能検定などの技能審査を取り入れて、生徒のやる気を引き出し、社会性を身に付けて卒業させ、大学や専門学校への進学に実績を上げています。さらに、同校では、実社会

に密着した体験学習を一層拡充させ、生徒が社会における自己のあり方を考える機会をもち、生徒の勤労観、職業観を育てる教育をさらに充実させたいと考えています。また、それは、ひきこもりがちの生徒を一步学校に近づけるきっかけとなるものでもありません。そして、このような取り組みを進めるために障壁となっていた学校教育法施行

## 学校外の学修

それでは、当面、駿台甲府高校で実施しようとしている学校外の学修について紹介します。大きく4つの分野に分かれています。生徒は、この中間から年間最大60日間、卒業までに最大180日間の学校外の学修を選択して、卒業までに30単位までを取得できます。

1 農業体験学習(年間20日間)  
ぶどうの摘花、収穫等の果樹栽培やワインづくりを体験して、地道な農作業により果物が実ることを再認識し、根気強い勤労観を養います。農業経営者やJA指導員などが指導に当たって、山梨市が既に認定を受けて

規則第63条の5の規制の特例措置を受けるために、県では特区計画を策定して、認定を受けました。  
以上のとおり、「体験活動教育特区」は、通信制課程に顕著にみられる高校教育の今日的課題に積極的に取り組もうとする高校に対し、行政として規制を緩和してその取り組みを支援しようとするものです。

③

いる「山梨市農地いきいき特区」の活動と連携しての相乗効果を期待しています。



農業体験学習で果樹栽培を体験

2 ものづくり体験学習

(年間20日間)

貴金属装身具を製造する研磨宝飾企業で、宝石の研磨や枠づくりなどのものづくりを体験して、自己のイメージを形として表す創造性や美的感覚を養い、創意工夫をすることを学びます。また、甲府ジュエリーフェア、山梨テクノフェア&マルチメディアエキスポ、ロボコンやまなし等にスタッフとして参加して、県内の最先端にある高度技術に触れる機会を持ちます。

3 福祉体験学習

(年間40日間又は20日間)

ホームヘルパー養成講座2級又は3級を受講して、介護に関する知識や技能を習得します。また、ホームヘルパーの資格を取得することで、将来ホームヘルパーとして就労する可能性が広がります。さらに、老人や障害者の福祉施設での介護を体験して、いたわりの心やおもいやりの心を養います。

4 環境ボランティア体験学習

(年間20日間)

河口湖畔で、自然に触れながらの環境整備、つり体験等の野外活動を行い、魚類の生態系等を学習します。自然の大切さ、偉大さを実感して、自然保護の

重要性を学びます。また、野外活動で集団の中でのマナーを守ることを習得します。

以上のとおり、非常に盛り沢山の内容となつていまして、生徒は、このうち1つの分野だけ選択してもよく、また、4つすべてを選択しても構いません。いずれにしても、学校内で行う座学中心の授業だけでなく、生徒の興味や能力に対応して、のびのびと学習できる機会を提供することができま

す。学校外の学修の教育的な目的は、

- ・ 勤労の尊さや創造することの喜びを体得させる。
  - ・ 一貫した活動を通して達成感を体得し、工夫・創造する力を育成する。
  - ・ 職業生活に必要な知識や技能を習得させる。
  - ・ 他人への思いやりや社会的役割分担について考えさせる。
- このような教育を通して、生徒の意識、意欲、能力を高め、社会性、自主性を身に付けさせることにあります。

ところで、卒業に必要な74単位のうちの半分近くの30単位を学校外の学修で取得してしまつたら、英語や数学などの通常の教科で学ぶべき知識の習得は大

丈夫なのかとお考えの方がいらつしやるかもしれません。また、通信制課程では、面接指導(登校して授業を受けること)は年間8日間程度しかなく、その他に毎月決められたレポートを提出していれば単位が取れる仕組みになつていて、それが通信制課程に通う生徒にとつての魅力であるにもかかわらず、年間60日間もの体験学習に出席するのかと疑問視する方がいらつしやるかもしれません。

この特区計画による事業は、高校の全日制課程では宮城県に先行事例がありますが、通信制課程で行うという意味では全く新しい試みであり、確かに実施段階においては試行錯誤で臨むしかありません。しかし、駿台甲府高校通信制課程では、高等学校学習指導要領で定められた必履修教科・科目の38単位と総合的な学習の時間6単位は、他の高校と同様に履修しまして、それ以外の、例えば普通科で学ぶ大学等に進学するために必要な知識に関する授業や職業科で学ぶ就業に必要な技術、技能に関する授業の代わりに体験学習を位置付けていますので、高校で学ぶべき基礎的な知識の習得には問題がないのです。また、

駿台甲府高校 通信制課程の教育課程表

現 行	特 例 措 置 適 用 後
必履修教科・科目 38単位	必履修教科・科目 38単位
選択教科・科目 ・一般教科 66単位  計 66単位から30単位選択	選択教科・科目 ・一般教科 66単位 ・ <u>学校外学修 40単位</u>  計 106単位から30単位選択
総合的な学習の時間 6単位	総合的な学習の時間 6単位
(卒業に必要な単位数 74単位)	(卒業に必要な単位数 74単位)





駿台甲府高校通信制課程の授業

座学での授業を嫌う生徒でも、興味をもてる分野の体験学習であれば積極的に出席するでしょうし、年間60日間は休まずして大きな数字ではありません。これらの体験学習は、10月以降順次実施してまいりますので、

## 計画の目的

この特区計画は、駿台甲府高校を設置する学校法人駿河台西学園からの提案を受けて、本県が策定し、国の認定を受けたものです。計画策定に当たって県としてどのように考え、計画にどのような目的を掲げているのかについてお話しします。

皆さんが本稿をご覧になっていく際には近くで生徒が農作業や介護ボランティアに汗を流しているかもしれないかもしれません。お見かけになりましたら、気軽に声をかけてあげてください。

### ④

まず、計画策定に当たった考え方ですが、前述のとおり今回の駿台甲府高校の試みは通信制課程での実施という点では前例がなく、どのような教育効果をもたらしのか、また、地域社会や経済にどのような影響を与えるのか実証されていません。また、この試みに多くの生徒が参加して充実したものになるか否かは、今後の駿台甲府高校の取り組み次第と言わざるを得ないでしょう。しかし、県としては、総合的な学習の時間等で学校外の学修を取り入れるなどして生徒の勤労観、職業観を育てる点で成果を上げている駿台甲府高校の今回の新たな試みを、特色ある高等学校教育の新たな分野を切り開く挑戦として注目しておりまして、「特区」という

制度で道が開けるのであれば、可能な限りの支援をしたいと考えていたものです。

次に、この特区計画で掲げた目的についてですが、ひきこもりの生徒に多様な学習の機会を与えて、前向きに取り組む気持ちを喚起しようとする事業ですから、生徒たちが社会性を身に付け、自立して学習に励み、卒業していくことが直接的な狙いです。

そして、学校外の学修の場を果樹栽培や研磨宝飾企業、社会福祉施設等に設定していき、生徒がそれらの分野での就

労を体験して、関係者と触れ合うことで、後継者不足に悩む本県の果樹産地や伝統的地場産業を支える担い手を確保し、あるいは、高齢化の進行により必要性が増すであろう福祉のマンパワーを確保しようとするものです。

さらに、この事業の実施状況を検証して、そこで得られた効果的な手法や成果を、県内の他の通信制高校はもとより、他の全日制高校や定時制高校での教育に波及させ、本県高等学校教育の向上に資することを目的としています。

## おわりに

本計画による事業は、まだ緒に就いたばかりで、今後クリアしなければならぬ問題も数多くあると思います。また、教育分野に関する特区計画で共通して

と言えることですが、本事業による効果を数値のみで計ることは困難であり、事後評価の手法についても十分な検討が必要です。さらに、本事業を単に駿台甲府高校のパイロット事業として終わらせることなく、どのようにして他の高校への広がりを

もたせるかが将来的な大きな課題です。

このように、「体験活動教育特区」は、いくつもの課題を抱え、壁にぶつかりながらも成長していったほしいと願っていますので、山梨市をはじめ関係する市町村の皆様には、計画の趣旨を御理解いただき、御協力いただけるようお願いいたします。

また、本稿が、今後特区計画に取り組みようとする市町村の皆様への参考となれば幸いです。

### ⑤

# 「山梨市農地いきいき特区」について

Kouji Sakamoto

坂本孝二

山梨市総合政策課

特集

3

## はじめに

①

「構造改革特区」それは、まったく新しい行政用語であり、私たち行政に関わる者にとってまさに意識改革を迫るものでもあります。

行政は、法律、政令、省令、また各自治体の条例等に基づき、その法令等を守り、その規定の中で業務を執行しております。

この現状の制度下において、現行の法律、政令等の改正・廃止を行わないで、地方公共団体や民間事業者が、自ら規制に対し改革の提案をし、認められた規制緩和項目について、「特別

に定めた区域は法規制の対象としない。」というものであり、限定された区域とはいえ規制の対象外として、事業展開を図ろうとするこの制度は、まさに画期的なことであります。

本市では、市長が掲げる市民が主役、挑戦する山梨市の基本理念のもとに市政を推進しており、この基本理念に基づく施策のひとつとして、遊休農地の有効活用により本市の基幹産業である農業の活性化を図るため事業展開をしております。

以下、特区制度と本市における取り組み状況を紹介します。

## 「構造改革特区」

### 制度について

②

構造改革特区制度誕生の概略

は次のとおりです。

政府は、平成13年6月パブル経済の崩壊に端を発した景気低迷の中にあつて、「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」を決定し、経済の再建を図る構想を掲げました。さらに、この構想を具現化すべく平成14年6月には、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」を決定し、この基本方針において6つの戦略の1つに地域力戦略を掲げ、この具体化の1つのアクションプログラムとして、構造改革特区の導入を掲げました。

そして、構造改革特区の導入の意義は、「大都市が国際競争力を持ち、地方では個性ある発展を遂げるよう、各地域の潜在的な経済力を最大限に発揮させ、知恵と工夫の競争により地域経済を活性化させる。このためには、国と地方の役割分担を見直し、地方で出来ることは地方にまかせることが重要である。」とし、この目的達成のため、

「進展の遅い分野の規制改革を地域の自発性を最大限尊重する形で進めるため構造改革特区の導入を図る。こうした地域限定の構造改革を行うことで、新たな産業が集積するなど、地域の活性化につながる。」としてお

ります。

このため、県・市町村など地方公共団体や民間事業者等の自発的な立案により、地域の特性に応じた規制の特例を導入する特定の区域を設けることで、当該区域において地域が自発性を持って構造改革を進めることが、特区制度の意義であるとしています。

したがって、国があらかじめ事業内容を定めたり、財政支援を講じたりせず、地方公共団体や民間事業者等が、「自助と自立の精神」を持って「知恵と工夫の競争」により、地域の特性を生かした事業展開で地域の活性化を図ることです。

さらに、特区の目標は、次の2つであるとしています。

1. 特定の地域における構造改革の成功事例を示すことにより、十分な評価を通じ、全国的な構造改革へと波及させ、我が国全体の経済の活性化を実現すること。
2. 地域の特性を顕在化し、その特性に応じた産業の集積や新規産業の創出、消費者利益の増進等により、地域の活性化につなげること。

このため政府は、平成14年12月18日に「構造改革特別区域

法」(施行期日平成15年4月1日)を制定しました。

特区制度誕生の経緯の概略は以上のとおりであります。

このようにして導入された構造改革特区事業に、本市は、本

## 山梨市の

## 農業環境について

本市は、首都圏から自動車または電車でも1時間30分という近距離にあり、総面積は53・11

平方キロメートルの農業を基幹産業とする地域です。市内のほぼ中央を北から南に笛吹川が流れており、市内には、公共整備区域・試験研究区域・民生活整備区域を備えた面積53haの笛吹川フルーツ公園があり、フルーツミュージアム、くだもの広場、フルーツセンター、温泉など年間を通じてフルーツにふれあう観光施設として賑わっており、

試験研究区域には新品種の開発など果樹振興の拠点施設として、県の果樹試験場があります。

市内で栽培されている品種は、モモ、ブドウ、サクランボ、スモモ、キウイ、カキなど多種

年1月の第2次提案に2件の規制緩和を提案するなど、積極的に取り組んでまいりました。

に渡っており、施設園芸であるビニールハウスのモモ、ブドウ栽培も盛んで、特に、モモとブドウの生産量は、全国市町村別では全国第2位を誇っています。

本市の農地面積は1、298haで、笛吹川右岸の農地は735ha、左岸の農地は563haです。

笛吹川右岸地域の丘陵地帯は、果樹栽培に適した優良農地であり、農家の多くは意欲的に農業経営に当たっていますが、近年、農業者の高齢化や後継者不足により、735haの内、10%にあたる73haが遊休農地となっており、遊休化が進んでいる状況です。このため、遊休農地の解消と拡大を防ぎつつ、農業振興のため様々な施策を推進する必





特別区域の笛吹川右岸地域

## 認定申請の経緯について

政府は、特区において可能な規制の特例措置を昨年8月に地方公共団体や民間事業者等から募集した第1次提案の426件の中から、昨年10月に特区において可能な規制の特例措置として93項目を定めました。特例措置は、第2次提案で実現した47項目を追加し、現在140項目であり、さらに第3次提案により19項目が追加されます。これらの特例措置は、全国どの地方公共団体でも認定申請ができません。

要があります。

市では、この対策として、「遊休農地改善利用集積補助事業」等基盤整備に対する補助事業などを行って解消に努めていますが、現在の家族農業形態では、各農家の規模拡大はむずかしく、遊休農地化の防止は困難な状況です。

### ④

す。

本市では、現在の農業環境から検討した結果、遊休農地の解消と拡大を防ぐため、次の2項目の規制の特例措置を1つの特区計画にまとめ、「山梨市農地いきいき特区」として4月に申請し5月に認定されたものです。

山梨市農地いきいき特区における規制の特例措置は、次の2つです。

農地貸付方式による株式会

社等の農業経営への参入の容認

この内容は、農業経営を行うことが出来る法人は、農業生産法人と政令に定める法人に限られています。特区内では、株式会社、NPO法人などの法人が実施主体（地方公共団体又は農地保有合理化法人）から農地を借り受けて、農業経営（果樹栽培・野菜栽培・稲作等）ができるというものです。

市民農園の開設者の範囲の拡大  
この内容は、市民農園の開設

## 山梨市農地いきいき特区」事業概要について

山梨市農地いきいき特区の実施主体は、山梨市で、本年4月11日に申請し、5月23日に認定されました。事業参入できる特定法人は、株式会社、NPOなどの法人です。特別区域の範囲である笛吹川右岸地域は、果樹生産が盛んな地域ですが、近年農業者の高齢化、後継者不足等により、農地の遊休化が進んでいる状況であるため、遊休農地の解消と拡大を防ぐとともに、一層の農業振興を図るため、株

### ⑤

者は、農地所有者・地方公共団体・農協に限られています。特区内では、株式会社、NPO法人などの法人が実施主体から農地を借り受けて、市民農園を開設できるというものです。

市では、市内の遊休農地80haの内91%を占める笛吹川右岸地域を特別区域に定め、特区事業により、遊休農地の有効活用と農業振興を推進し、地域の活性化を図るため認定申請したものです。

株式会社などの農業経営や市民農園の開設を進め、果樹、野菜、稲作などの体験農業を含めた農業を実施することにより、都市住民との交流や観光農業の振興等を図ることです。規制の特例措置は、認定申請の経緯に記述したとおりです。

この特区の目標は、次のとおりです。

遊休農地を含めた農地を既存の農業従事者だけでなく株式会社、NPO等多様な法人が

農業参入することにより地域の活性化を図る。

高齢化、後継者不足により生じている遊休農地等の有効活用と遊休農地化を防ぎ、いきいきとした活力のある農業地域をめざす。

農業参入する株式会社等が市民農園を開設することにより、農地を都市住民へ貸付け、都市と農村の交流を図る。

いきいきとした農地活用により農業、商工業の振興や果樹地帯のイメージアップを図る。

果樹生産量の向上を図る。

具体的実施方法は、市が、特別区域内の農地所有者から遊休農地等を借り受けて、参入希望の株式会社等に農地を貸し付けます。参入した株式会社等は、農業経営（果樹栽培・花き栽培・野菜栽培・稲作、都市住民を対象にした体験農業、児童・生徒を対象にした農業体験学習）や、市民農園の開設（農業講習、都市住民と地域住民の交流、農産物収穫まつりなど）を行うことが出来ます。

このため市では、広報紙、ホームページ、アンケート調査の実施により、農地提供者の募

集を行いました。アンケート調査は、特区内の全農地所有者1,100人を対象に7月25日から9月30日まで実施し、約200人から31haの農地提供の希望がありました。この農地提供者の募集は、今後も継続して行います。

また、特区への農業参入会社は、認定申請時に山梨市フルーツパーク株式会社の農業参入が決定し、すでに60aの農地で農業経営を始めています。認定後の募集は、広報紙、ホームページで行っています。10月1日現在の参入希望会社は、市内、県外の2社の企業で、現在現地調査等行い農業参入を検討していただいております。

以上が事業の概要であり、今後農地提供者、農業参入希望会社の募集を引き続き行うとともに、具体的な農業参入に結び付けて行けるよう環境を整え、市の活性化に向けて、積極的に事業を推進する計画であります。

山梨市農地いきいき特区特例措置

1 株式会社等の農業参入関係(特定事業1001)

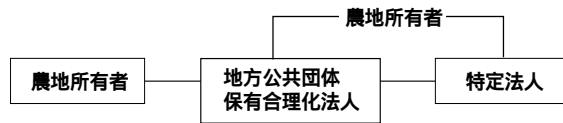
【現行制度】

・農地取得は、農業生産法人と政令で定める法人（学校法人・医療法人・社会福祉法人でその設立目的に係る業務の運営に必要と認められる場合）に限られている。



【特例措置】

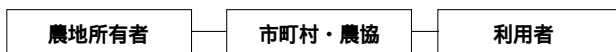
・農地貸付方式による株式会社等の農業経営への参入の容認



2 市民農園開設関係(特定事業1002)

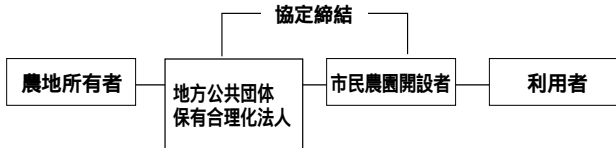
【現行制度】

・市民農園の開設者は、農地所有者・市町村・農協に限られている。



【特例措置】

・市民農園開設者の範囲の拡大。



農業参入の事例について

「山梨市農地いきいき特区」に山梨市フルーツパーク株式会社が農業参入いたしました。

この会社は、笛吹川フルーツ公園内の民生活整備区域において、果樹農業の振興と地域の活性化を図るとともに、農村と都市との交流拠点施設としてのフルーツセンター等の管理運営を行うことを目的とする、山梨市、

市商工会、JAフルーツ山梨及び市内ワイン会社（8社）により、平成2年に設立された第3セクターの会社です。

現在の借り受け面積と作物は、果樹園（リンゴ・ブルーベリー）3,000㎡、水田700㎡、野菜畑2,300㎡の合計6,000㎡です。すでに、教育委員会と連携を



とり、農業体験学習事業として、市内の小学生を対象に「田植の体験」、「稲の生育観察会」、「稲刈り体験と昼食会」などを開催



田植えの体験学習をする小学生

いたしました。

今後会社は、特区事業で果樹栽培を中心とする農業経営と都市住民との交流をめざして市民農園の開設事業も実施する計画です。

また、山梨県が認定を受けた「体験活動教育特区」の農業体験学習を駿台甲府高等学校と提携して10月から実施しております。

## 「体験活動教育特区」 事業の実施について

⑦

「体験活動教育特区」は、申請主体が山梨県で、範囲は甲府市の一部（駿台甲府高等学校通信制課程）であり、概要は、高

等学校通信制課程において、生徒が行う校外の学修として認定できる単位数の上限の拡大をモデル的に実施し、多様なニーズに対する学習機会を提供することにより、地域社会に貢献できる人材を育成することであります。

規制の特例措置は、高等学校等における校外学修の認定単位数の拡大であり、現在20単位である校外の学修単位を、36単位まで容認するもので、駿台甲府高等学校では、上限を30単位として実施するものです。

この「体験活動教育特区」の

## おわりに

構造改革特区は、その目標にあるとおり、改革の成功事例を示し全国的な改革へと波及させ、新たな産業の創出など、地域経済の活性化を図ることにあります。

そして特区の原点は、行政の第一線である地方公共団体が発想の転換を図り、あらゆる法令等の規制に対し、十分検討し規制緩和の可能性を探求することであります。

「農業体験学習」を駿台甲府高等学校では、山梨市フルーツパーク株式会社農地を活用して実施いたします。

遊休農地の有効活用を目的とした「山梨市農地いきいき特区」と校外学修の認定単位数の拡大により地域社会に貢献できる人材を育成することを目的とする「体験活動教育特区」、この申請経緯が異なる二つの特区が連携して行うという事は、全国でも初めての試みだと思われれます。市では、この事業の相乗効果を期待するとともに、事業推進に協力していく考えであります。

⑧

したがって、国を動かす特区制度の成否は、まさに地方公共団体の意識改革による知恵と工夫にあると言えます。

特区の事業展開につきましては、農業従事者をはじめ、勤労者、商工業者など全市民、また農協など関係機関の理解と協力が必要でありますので、関係者の理解をいただく中で事業推進を図っていく考えであります。

# 「増富地域交流振興特区」について

Haruhito Nakata

中田 治仁

須玉町農林課

特集

4

## 第1号認定

### 知恵と工夫で取り組みます

増富地区の認定は「交流振興特区」としてのもので、都市と農村との交流プログラムを行って遊休農地の活用と地域の活性化を行うための計画を盛り込みました。町が増富地区の遊休農地を借り受け、NPO（特定非

営利活動）法人に貸し付けることによって、遊休農地を解消して農業の活性化をはかるのがねらいです。また、国立公園内などでのイベントを開く際の手續の簡略化も盛り込んでいます。

## 農地と産業を 守りたい

増富地区は秩父多摩甲斐国立公園の西の玄関口にあたり、自然に恵まれた山岳レクリエーションの場として、須玉町の観光の中心になっっている地域です。町でも、この地域にはさまざまな施設を整備して活用を試みているところですが、近年の経済

状況を反映して、訪れる観光客は横ばい状況が続いています。また、この地域は山間の急傾斜地が多いために基盤整備が難しく、耕地条件の改善も難しいために、農業担い手の減少や農業従事者の減少に歯止めがかからない状態が進んでいます。同

時に、鳥や獣による農作物被害も深刻化している地域で、遊休農地が増え続けていることが大きな問題になっていました。広大な森林での木材生産や炭焼きが盛んに行われていたのも

増富地区でしたが、国産材の需要が低下するにつれて荒廃した森林が増えているところから、森林を守り育てていく新たなしくみも求められています。

## 規制の緩和を

## てがかりに

増富地区の特区は「増富地域交流振興特区」と呼ばれます。

この区域内では二つの規制緩和が実現しました。ひとつは、遊休農地を活用するための農地法の一部緩和です。

農地法は、耕作者の地位の安定と農業生産力の増進とをはかるために、農地の売買や貸し借りなどにさまざまな制限を設けています。増富地区では、農業生産法人ではない法人が農業を営めるように、農地法第三条の規制を緩和することが認められました。

これは、増富地区の農業担い手不足と農地の遊休化がそれだけ深刻で、農業の範囲内では問題の解決がむずかしい地域であると認められたことによるものです。農業経営を始める法人が

③

地域の人たちと協力し、農地を活用してゆくことが条件になっています。

もうひとつは、国立公園内で開催する自然を活用した催しの実施の際に、許可を必要とする行為に対する緩和です。これにより、一時的な工作物の設置など、周辺の景観の維持に差し障りが少ないと思われる行為に対する許可の申請が緩和されることになりました。

## 自然と知恵を 組み合わせます

須玉町での経済特区の目標は町と地元の人々と特定非営利活動法人（NPO法人）とが協力して、農地と産業を守ってゆくことです。

増富地域交流振興特区では、いままでも難しかった農業施策への民間活力の導入ができるようになりまして、町では、高まっている田舎や農業、そして

④



瑞牆山を望む増富地域交流振興特区

自然へのあこがれを汲み上げ、遊休農地の解消や地域経済の活性化のための新しい施策を実施する計画です。地元の人々から、町が農地をお借りし、その土地を白州町を拠点として活動しているNPO法人「えがお・つながり」に貸し付けま



す。「えがお・つなげて」では、借り受けが可能になった農地に都会の人たちを集め、花豆や高原野菜の栽培などを体験してもらいますが、地元の皆さんは農業指導などがかかりながら交流を深め、増富の豊かな自然を生かしての森林体験もあわせて実施してゆく計画で、農業体験などの都市と農村との交流プログラムを展開することを通じて交流人口を増やし、集落機能の維持と地域経済の活性化をはかることをめざしています。



都市農村交流キャンプ（農作業体験をする子供達）

町では、農業のひとつのありかたを提案し、経済の活性化に取り組みます。

構造改革特区は、補助金や減税を柱とする今までの地域振興策とは違い、地方公共団体や民間事業者等がそれぞれの地域の実態に合わせて規制改革を通じた構造改革を立案し、自立した地方が互いに競争していく中で経済社会の活力を引き出していけるようにと設けられた知恵くらべの制度といえます。地域の持つ潜在力を自由に発揮できる仕組みとするためには、地域を一番よく知っている地元のみなさんと、地域のよさを外部に広める方法を持つ人たちとの協力が必要です。



地元農業者がインストラクター（収穫体験）

## 交流活動がスタートしました

平成15年5月、町とNPO法人で協定を締結し、都市農村交流事業が始まりました。手探りの状況ではありましたが、町と農業者とNPO法人が一つの目的に向かって動き出し、5ヶ月間で約500人が活動にかかわりました。農業体験（開墾・種まき・収穫など）は親子一緒に

なつて大地と格闘しながら普段忘れていたものを必死に感じているようでもあります。

地元の農業者も指導者として参加しながら交流を行っています。今は始まったばかりですが、より多くの人と人との親戚以上のつながりができるように応援したいと考えます。

現在までの活動を通じて、昔から田舎で普通に行っていることこそ人間本来の姿で、都会の人をひきつける魅力を持ち、そこに集まる人達の顔を見ると本当に自然や農業・農村が好きなのだと思えます。

増富地域交流振興特区には豊富な素材があるので、今後も須玉町増富地区のもつ豊かな自然や農村をできるだけ多くの人に実感してもらいながら、急激な改革ではなく着実な成果を目的として活動を行っていきたいと思います。

# 「合併コーナー」

## 富士河口湖町の紹介



富士河口湖町 町章

既に新聞報道等でご承知のとおり、河口湖町、勝山村及び足和田村が、この11月15日に合併し、平成の合併としては県下で3番目となる「富士河口湖町」が誕生いたしました。面積93.2km<sup>2</sup>、人口22,595人、戸数7,000戸（平成12年国勢調査）の新町となりました。

河口湖町・勝山村・足和田村・上九一色村合併協議会で作成した新町建設計画では、新町の将来像として「富士山と湖と高原のまち 日本の湖水地方」を大テーマに掲げました。ここで皆さんが疑問に思うこととなる訳でありませんが、上九一色村はどうなっているのか、また、「富士山と湖と高原のまち 日本の湖水地方」を大テーマに掲げるからには、精進湖と本栖湖と富士ヶ嶺の高原を忘れてはいないかと。そうです。「富士河口湖町」は、分村という廃置分合の歴史の中で希少な決断を経て、上九一

色村の南部（精進、本栖及び富士ヶ嶺地区）が合併して初めて真の富士河口湖町になるのです。

合併協議会における協議の中で、合併の方式は、河口湖町、勝山村、足和田村及び上九一色村を廃し、その区域（上九一色村については、精進、本栖及び富士ヶ嶺地区）をもって新しい町を設置する新設（対等）合併とする。とし、合併の期日は、平成15年11月15日とする。ただし、上九一色村については、分村のため、甲府市、中道町、芦川村及び上九一色村（梯及び古閑地区）の合併の期日に合わせて合併することとしており、合併協議会事務局職員として「富士河口湖町」の誕生に関わった身からすると、万難を排して早期の上九一色村の合流を望むところでありませう。

この度、「富士河口湖町」誕生に合わせたの原稿執筆の機会を与えられたので、合併協議の経過を中心に、幾分、私情も差し挟みながら、今後の合併協議の一助となればと思ひ筆を執らせて

いただきました。

## 協議会の組織（協議の流れ）

各合併協定項目（合併協定書記載事項）は、まず、各町村の担当係長で構成される23の分科会において、4町村の各種事務事業のすり合わせと現況調査、調整・一元化に向けた検討の中から、一元化に当たつての課題や問題点を浮き彫りにし、各町村の担当課長で構成される四つの専門部会（総務、社会、産経土木、教育）において、それらの課題や問題点が整理されました。次に、協議会委員で構成される四つの小委員会（総務、社会、産経土木、教育）において、更にそれらの課題や問題点について論議が深められ、各協定項目に沿って調整方針がまとめられ、協議会委員の中心の町村長を除いた役場職員（助役、収入役、教育長、総務課長、企画担当課長）で構成される幹事会の審議を経て、最後に協議会へ各小委員会の委員長から小委員会の審議状況の報告という形で協定書に記載される協定項目の調整方針が示されました。

なお、協議会事務局は、会議への資料提示、会議結果の取りまとめなどを通じて各会議に関わることになり、各会議の中心は協議会の委員であり、各町村の担当職員であるという認識の下に、あくまでも黒子に徹することとしました。

これらの協議を通して感じたことは、議論は積み重ねが重要であるということでした。一つ一つの協定項目も幾多

# 「富士河口湖町」誕生によせて

（合併協議を振り返って）

の議論を経ることに「より、その行間に質疑に耐えられるだけの議論の積み重ねを内包すること」になり、自信を持って協議会や住民説明会でも説明がなされ、協定書に書き表すことができたと思います。逆に協議会において、協議が停滞・紛糾した事項や、住民説明会で回答に窮してしまった事項などは、今更ながら議論が足りなかったものと反省している次第です。

なお、当協議会では、首長だけの協議の場合（先進事例においては、調整会議と呼ばれている）を設けず、重要案件もそのような事前協議なしで幹事会や協議会で協議がなされたことが特徴といえます。これは、首長といえども一協議会委員であり、一部の委員の協議だけで協議会全体で出すべき方針を決めてはいけないという配慮からと思いますが、事前協議がない分、やはり、重要案件は何回も幹事会や協議会に諮られ、熱心に議論が交わされました。

ちなみに、会議開催回数は10月16日現在で、分科会は延べ351回、専門部会は延べ36回、小委員会は延べ41回、幹事会は臨時会も含め25回、協議会は20回を数えました。

### 合併協定項目

#### (合併協定書記載事項)

協議会における協議の中心は、なん

## 河口湖町・勝山村・足和田村・上九一色村 合併協議会事務局次長

萩原 憲一

と言っても合併協定項目（合併協定書記載事項）となる訳ですが、当協議会においては、41項目を協定項目として協定書に記載することになりました。この協定項目の協議会における協議は、平成14年8月22日開催の第3回協議会の「合併の方式」に始まり、平成15年5月8日開催の第16回協議会の「新町の名称」までの9か月弱という短期間で終えることができました。これも一重に月2回という他に類を見ないハイペースの協議会開催があったからに他なりません。

今回は、この内、通常基本4項目と呼ばれる、市町村合併の協議において基本的な協定項目と捉えられている項目を中心に、次にその協議の経過を記したいと思います。

### 協議会における協議経過

#### (基本4項目を中心に)

合併協定項目の中では、「合併の方式」、「合併の期日」、「新町の名称」、「新町の事務所の位置」の基本4項目、「財産及び債務の取扱い」を含み基本5項目と呼ぶ場合もありが、やはり重要となります。合併協議の先進事例をみると、そのほとんどは、この基本4項目で協議が難航し、一番決着が付けにくい項目となっており、当協議会においても例外ではありませんでした。

#### 合併の方式

新設（対等）合併とするか編入（吸収）合併とするかは、合併の法形式として最も基本的な事項であり、その後の協議の土台を成すものとして、当協議会においては最優先で協議会の議論の俎上に上せることにしました。最初の協議項目ということもあ

り、協議会資料として、定番の新設（対等）合併と編入（吸収）合併の法形式の比較表のほかに、4町村の現在までの合併の変遷図や財政指標等の比較表を参考資料として添付して協議会に臨んだところ、任意合併協議会からの数回にわたる協議の積み上げの結果か、以外にあってなく、新設（対等）合併とすることになりました。

#### 合併の期日

以外に誤算となったのがこの合併の期日です。通常、合併に要する協議期間は、標準で22か月と言われており、当協議会も平成14年6月末の法定協議会設立からすると、平成16年4月初頃が妥当な期日かと考えていたところ、あに図らんや、合併は早いに越したことはないなどの意見・要望もあり、また、各町村の合併目標期日に対する思惑もあり、協議

# 「合併コーナー」

は困難を極め、協議会における協議は約4か月間にわたり、計6回を数えることとなりました。その間、数回にわたる臨時幹事会や首長を交えたの幹事会を経て、年も押し迫った平成14年12月26日開催の第8回協議会で決着を見るに至りました。

## 新町の名称

新町の名称は、住民説明会においても最も関心の高かった項目であり、また、当初から予想はしていたものの、最も協議が難航し、一番決着が付けにくかった項目となりました。名称は全国公募による7,618件、1,836種類の作品の中から、最終的に協議会において3候補に絞り込み、最後は「富士河口湖町」に落ち着きました。

## 新町の事務所の位置

本庁舎の位置をどこにするかについては、事務局で考えていたほど議論はなく、河口湖町で建設を進めていた河口湖町役場新庁舎に落ち着きました。この建設の財源として、当初は河口湖町の単独事業として進めていたものを、合併推進債を充当することができました。

なお、富士河口湖町においては、支所を設けず、旧村ごとに出張所を置くこととし、極力行政経費の節減を図った訳であります。今後は行政サービスが低下することのないよう、より効率的・効果的な行政執行の工夫が求められることになりました。

## その他

その他、財産及び債務の取扱い、議会議員の任期・定数・報酬の決定、議会議員の在任特例期間終了後の地域審議会等の設置、町章の選定、条例・規則等の整備、一部事務組合等の脱退・加入等の調整、電算システムの統合、住民代表アドバイザーを交えての建設計画の策定等の協議経過や事務処理経過についても記しておきたいところですが、紙面の都合上ここでは割愛させていただきます。機会があればお話することといたします。

## 住民の関心度

合併協議の情報は、ホームページの開設（協議会資料、議事録等の公開）、協議会だよりの発行（地域内全世界へ配付）、各種印刷物（普及・啓発パンフレット、新町将来構想概要版等）の発行・配付、各町村の広報誌への情報掲載等により随時提供し、また、協議会が紛糾すると大きくマスコミで取り上げられるなど、住民に情報は行き渡っているものと考えていました。しかし、ホームページ上の意見・質問コーナーへの投稿や、手紙・電話等での意見・質問も数えるほどしかなく、普及・啓発パンフレットや新町将来構想概要版に添付した郵便はがきによる意見・質問・提案も予想していた数に遠く及ばないものでした。また、4町村合併に関する住民意向調査（18歳以上の4町村在住者約19,500人を対

象に実施）の回収率も49・6%止まりでした。

これらの合併協議に対する住民の反応を通して感じたことは、合併協議に関わっている者が考えている（期待している）ほど住民は合併協議に関心が高くないということです。効果的にタスキング良く情報提供を行えば、もう少し新町づくりへの気運を盛り上げられたのかと大いに反省しているところです。

なお、名称の4町村在住者の応募件数2,870件（応募総数7,487件）、

町章の4町村在住者の応募件数2,444件（応募総数1,235件）であり、これらを考慮すると、あなたが関心が高いとは言えないかもしれません。

## 「富士河口湖町」誕生 「コよせて」

協議会委員の時間がたつのも忘れての議論や協議会が延々8時間に及ぶこともありましたが、4町村の職員の日々の時間外に及ぶ会議の開催など、少なくとも、この合併協議に関わった皆さんのエネルギーは、今後の富士河口湖町発展の礎となることは間違いないと思います。

また、身内のことで申し訳ありませんが、合併協議会事務

局職員においては、日々会議に追われ、各種印刷物も短期間で仕上げなければならず、夕食も摂らず明け方近くまで納得ゆくまで議論したことなど、苦しい思い出ではありますが、これを過酷な試練に耐えてきたのだという自信に変えて、今後の新町づくりのリーダーとして活躍してもらいたいと思います。

最後に、この合併に対する県の適時・適切な支援・助言と、関係者の方々の多大なるご理解と御協力に感謝を申し上げます。



富士を望む、新庁舎

ク  
ゲン  
テイ  
ゲン  
**提言**  
合併協議をみてきて思うこと

# 苦言



Shinji Inoue

## 井上 進治

山梨放送報道部

合併特例法の期限まであと1年半。すでに3つの新しい市と町が誕生し、多くの法定協議会が合併に向けた具体的な協議を進めています。ほとんど動きがなかった数年前がまるでつそのようです。

今回の合併で県内では、多くの市町村が一つになる大型の合併が目立ちます。6町村が合併した南アルプス市をはじめ、峡北7町村での合併を目指す北杜市、東八代の6町村、東山梨でも6市町村での合併を目指しています。

決して大きくなる方がいいことだと言つつもりはありません。でも、かつてのような税収が見込めず、国は地方の自立を求める。このような状況の中で、地方自治体は足腰を強

くしなければ生き残ることはできません。特に県内の自治体は全国的にみても小規模で財政的な安定を考えれば、必然的に大規模合併につながる。このことは行政に関わる人たちがすべてが感じていることだと思いません。

さて、各地の合併協議を見てきて感じることは、それは今まで以上に、住民の行政に対する関心が高まっていることです。特に枠組みを巡る問題では、一部に政治的な駆け引きも見え隠れはしますが、自分の町がどこと合併すればよりよくなるのか、住民が真剣に考えていることは確かです。これまでのように行政が決めたことに、住民が黙ってついていく

時代ではなくなってきました。

このことで住民投票にまで発展するケースも相次ぎました。本来なら住民の代表である首長が明確なビジョンを持ち、自分の町の進むべき方向を示し、住民の理解を得ていくべきだと思えます。反対意見があったら、ひざを交え、互いに納得できるまでじっくり話し合うことが大切です。時間が無いことを理由に、話し合うことがあまりにあるそかにされているような気がします。

今の県内を見たとき、複数の枠組みが検討できる自治体が揺れることは理解できます。しかし、いつまでもこのことに振り回されては将来のまちづくりや行政サービスの維持、向上などの合併協議の大事なことが後回しになってしまいます。もし、本当に合併が必要だと感じているならば、一日も早く市町村長が決断して、前へと進む努力が必要で

す。

今、市町村長に求められている最大の懸案は合併問題なのです。その自治体、住民の将来が掛かっているのです。対等な立場の中で、町の特色が生かせる合併を実現するため、首長は合併協議という「外交」に全

力を挙げるべきです。内部のごたごたは合併協議を進める上で、マイナスになることはあっても、決してプラスにはならないのです。

まだ、もめていても合併協議を行っているところはいいのかもしれない。議論を尽くした上で合併しないことを決断したのならともかく、そうでないところも見受けられます。それらの自治体は本当に合併をしないでいいのか、大丈夫なのか、自治体としての機能を果たすことができるのか、きちんと住民に説明する責任があります。

「何とかなる」「何とかしてもらえ」という他人任せの甘えはもう許されません。先行きの厳しさを自覚している自治体ほど一刻も早く合併を検討すべきだと思います。

何よりも重要なことは、住民にとって住んでいる町が他に誇れる自治体であるかどうかなのです。そのために残された時間はもうあまりないのです。特例法の期限後に予想される県内市町村の地図を描いてみてください。その中であなたの住む町が、本当にこのままでいいのか、もう一度考えてみてはどうでしょうか。

がたんぱんごんごまっか。

県と市町村また、市町村間において職員交流が盛んに行われています。今回は、市町村間においてそれぞれ派遣されている職員の皆さんに登場していただき、近況を紹介してもらいました。



府川 健作  
富士吉田市  
富士山課

平成15年4月より、静岡県御殿場市から県境を越えて富士吉田市富士山課にお世話になっている府川です。

緊張の連続だった桜の季節から早くも夏が過ぎ、秋もいよいよ深まってきました。4月当初、観光の仕事という事で、地元をそれほど知らなかった自分にとっては、まず街の情報を覚える事からすべてが始まりました。色々な事に色々な事を学び、毎日が新しい発見と勉強の日々で時間が経つのも今までに早く感じたように思います。春には満開の桜の中で行われた「ふじざくら祭り」、東京日本橋から富士吉田まで120キロの道のりを歩きぬく「富士道あんぎゃ」、夏の登山シーズンでは富士登山をする多数の登山者の為の安全指導の仕事も経験させていただきました。

ですが、さらにこれから学ばなければならない事はたくさんあります、この街に来て、この街に触れて、この街で感じた事、すべてが自分にとっての貴重な財産です。周りのみなさんの暖かい人柄にも感謝しながら、これからも頑張っていきたいと思っています。

来年10月の合併を前におそらく最後になるかと思う人事交流で、正直、私が派遣されるとは思っても見なかったです。八代町に隣接している町とはいえ、知っている方も少なく不安が先に立ちました。しかし、自分の想いとは裏腹に職員の方々は皆親切で、とても働きやすい職場でした。

今、私は産業振興課に所属しているのですが、産業課の仕事は多種に富んでおり、毎日が勉強で充実した日々を過ごしています。中でも、有害鳥獣捕獲という事で野生の熊を捕獲したときは自分自身初めて野生の熊を見たので驚きました。また、治山事業で崩れた斜面を修復する工事の設計などをさせてもらいとてもいい経験になりました。

御坂町もあと半年とわずかですが、限られた時間、より一層いろんな事を吸収し、今後の仕事に生かせるようがんばりたいと思っています。



森下 浩通  
御坂町  
産業振興課



丸茂 充  
長坂町 環境課

時が過ぎるのは早いもので、大泉村から長坂町へお世話になりあっという間に半年が過ぎました。

峡北7町村合併を16年11月に控えて、事前に他町の仕事を経験できるのは非常に幸運なことだと思っています。内示を受けたときは、不安で仕方ありませんでした。長坂町では環境課水道係に勤務していますが、いままで経験したことのない部署であること、また仕事に関する人間関係も全く変わってしまうことが主な不安でした。しかし、長坂町役場の皆さんには大変よくしていただいて、不安も中することなく大変気持ちよく仕事させてもらっています。

業務内容は主に図面修正、給水に関する道路占用、水質検査に関する取水、配水池巡回、水道管破裂の緊急対応などですが、いままで経験したことのない業務だけにやりがいもあります。

住民サービスも町村ごとに特色がありますが、長坂町の住民サービスを学べる機会に恵まれたことに感謝申し上げたいと思います。来るべき町村合併に活かせるよう、がんばりたいと思います。

平成15年4月より、八代町の企画課にお世話になっています、御坂町役場の田中貴幸です。

今回で5回目を数え、恒例となったこの人事交流ですが、いざ自分が内示を受けたときは、新任職員の頃そうであったような、不安と期待感が入り混じった気持ちになったのを覚えています。

着任早々企画課は、「花まつり」の開催準備で大忙しであったにもかかわらず、私を暖かく迎えていただき、すんなり課の中に溶け込むことができました。

御坂町では、税務課での業務が長く、まったく経験の無い企画係ではありますが、戸惑いながらも上司や周りの方々に支えられながら業務に励んでいます。

また、町の各種イベントや青年婦人部の行事、そして八代町と友好町である静岡県由比町との交流などに参加させていただいたことは、私にとって大変貴重な財産となるでしょう。

早いもので8ヶ月が過ぎ、現在、八代町と御坂町を含む6町村が、合併に向けて進んでいる中で、改めてこの人事交流の意味を再認識し、自分自身が成長できるように、残りの4ヶ月を努力していきたいと思っています。



田中 貴幸  
八代町 企画課



**天野 和典**  
上野原町  
消防本部

人事交流で大月市消防本部から上野原町消防本部に勤務し、7ヶ月が過ぎました。新しい環境の中での勤務は、仕事の流れ、勤務体制などに少なからず違いがあり、また、明確な指揮体制の下に一糸乱れぬ団結、強固なチームワークで迅速、的確に対応している職員の中に、上野原町消防署の制服を着た私は、地域住民の目には同じ消防職員として見られるわけですので、「大丈夫だろうか、迷惑をかけないだろうか」と、いまだに戸惑いや不安を感じています。

しかし、消防の基本は同じ「あらゆる災害等から国民の生命、身体、財産を保護する。」ことであるので、初心に戻り消防の任務の本質をもう一度再認識し、1年間という期間の残された日々を一生懸命頑張っていきたいと思っています。

今回の人事交流で、未熟な私を温かく迎え入れ、ご指導くださる消防長をはじめ職員の方々には感謝申し上げます。



**塩原 初美**  
武川村  
武川保育所

合併に伴う職員交流でこの4月より白州保育所から武川保育所に勤務することになりました。初めての経験ということで不安がいっぱいの私を、暖かく迎えてくださった先生方と子供たちの笑顔に励まされ、一年がスタートしました。一日の生活の流れ、勤務態勢、地域性など微妙に違いがあり、今まで自分が戸惑うことなくしてきたことに不安を感じたり、「これでいいのだろうか?」と疑問に思ったりする日々が続きました。そんな試行錯誤を繰り返す中で、少しずつですが自分なりの保育が見えるようになりました。

これまでの半年間でいくつかの行事を経験し、今までとは違う取り組み方を知り、考えさせられることもたくさんありました。新たな経験により視野を広げることの重要性を感じています。また、所長先生はじめ先生方の暖かい励ましの言葉、ご指導が「明日への活力」になっています。

私たち保育士は、子供たちのことを第一に考え健やかな成長を願いつつ日々保育しています。その思いはどこも同じです。

今年度も後半に入ります。このような交流の機会を与えていただいたことに感謝し、ひとつでも多くのことを学び取り、これからの保育に生かしていけるよう精一杯頑張りたいと思います。これからもよろしく願いいたします。



**斉藤 栄慶**  
大泉村 振興課

町村合併を控え、隣接町村同士の交流人事ということで長坂町から大泉村に来てから、はや半年が過ぎました。

地名も人も、何もかもが未知の場所(あたりまえのことなのですが)での毎日で、仕事の内容も、農業委員会やら畜産やら今まで経験したことのない業務であり、目まぐるしい日々を過ごすうちに、ふと気が付いたら半年過ぎていた、という感じです。

しかし、毎日が勉強の日々を過ごすうちに、職員の皆さんや農業委員の方々から親しくしていただき、徐々に大泉村にも慣れてきました。また、合併協議会の分科会にも出席し、他町村の方々とも親しくさせていただき、有意義な半年だったと思っています。

これからも、大泉村のために少しでも役立つよう精一杯努力し、大泉村で学んだことを、新市になってからも生かしていきたいと思っています。

初めまして、富士吉田市から静岡県御殿場市商工観光課に派遣されている羽田です。

4月より派遣され観光課という今までとは、全く違った仕事、そして初めて会う人達の中で不安がいっぱいでした。しかし、周りの人達にも親切に仕事などを教えてもらいながらもなんとかがんばっています。

御殿場市の観光課の夏は、とても忙しく7月下旬から「富士山太鼓まつり」、「よさこい御殿場」、「東富士高原まつり花火大会」、「富士山麓スターウォッチング」と毎週イベント・まつりを実施しました。イベント・まつりを通して観光にしてもどんな仕事にしてもチームワークがとても重要なことを実感しました。これからもイベントがまだ3月までであるので、気を抜かず一生懸命がんばって行こうと思います。

人事交流は、人によってはマイナスのイメージを持つ人もいますが、他の市町村で、いろいろな人とも出会えたりいろいろな経験が出来ます。私のこの1年間は自分にとってプラスになり、これから一生忘れることの出来ない経験になると思います。



**羽田 輝**  
御殿場市  
商工観光課

## 市町村合併と電算統合

南アルプス市情報政策課

新津 岳

### 1. 南アルプス市合併事務作業の概要

本市の合併は平成12年4月の法定合併協議会発足と共にそのスタートを切りました。しかしながら本格的に合併についての協議等が実施されたのは平成13年4月以降のことでした。法定協議会において各種協議事項が検討されている中、行政事務についても平成13年6月より課長クラスを中心とした「専門部会」、係長クラスを中心とした「分科会」等において検討が開始されました。約1年後の平成14年5月に合併協議会において6町村による合併が決定され、平成14年6月には合併構成6町村によって運営されていた「峡西広域行政事務組合」に「合併準備室」が設立されました。この合併準備室が平成15年4月から始まる新自治体の行政事務統合全般の作業にあたりました。なおこのように「一部事務組合」による合併準備作業は全国的にもあまり事例が無いようです。この合併準備室には各町村より19名の職員、県より1名の派遣職員、臨時職員1名の合計21名で構成されておりました。合併準備室の組織は「総務・組織」「人事給与」

「文書法制・公的団体」「財政」「管財」「電算システム」「公営企業」の7つの作業チームに分かれておりました。

### 2. 合併前の電算事務について

旧6町村の情報化につきましても、各町村とも以前より積極的に推進してまいりました。住民基本台帳などの「行政事務処理」につきましても、旧各町村とも殆どの業務を電算化しておりました。ある意味では「各業務とも電算化が進みすぎ、合併作業においては負担になった」とも言えます。しかし電算業務が高度に進んでいたこと自体は決して間違いなかったと自負しております。

一方、「知識の共有化・情報の共有化・行政情報の外部発信・協働作業」等の内部的な情報化はなかなか整備できていませんでした。しかし、情報機器の発達、製品の均一化・低価格化等による情報化の進展により、行政における情報化も比較的身近な存在になってきたため、旧各町村とも情報化についての検討を積極的に始めました。そのような状況の中で、折りよく総務省、

当時の郵政省による地域情報化事業へのバックアップ体制、また山梨県情報政策課の積極的な支援もあり、旧各町村とも平成11年より各種情報化事業を実施してインフラ整備を実施してまいりました。これらの事業を実施することにより、平成14年3月の時点では所謂「情報系」業務、つまり「1人1台パソコン整備」「インターネット、インターネットメールの利用」「グループウェア等による情報の共有化」などへの対応は旧各町村においてすでに達成されていきました。余談になりますが、「平成12年度総務省広域的地域情報通信ネットワーク基盤整備事業」を行う時に旧各町村から職員が出て事業の構築を行ったときの合言葉は「もし合併した場合、新自治体においては情報系パソコンが使えない職員はいないようにしよう!」でした。

合併準備室での作業においても、実際各分科会、検討会などの会議での召集は全てメールで行いました。メールを見ていないため、各種会議に出席していなかった自治体には「見ないあなたが悪い」旨を徹底しました。このよ

うなインフラまた情報ツール利用基盤があつたがゆえに、合併準備作業は非常にスムーズに実施できたと断言できます。

### 3. 合併前準備（導入メーカー選定）

合併検討は平成13年6月に企画分科会の中に電算班を組織し、合併準備に備えました。メンバーは各町村の電算担当者により構成され、「電算業務選定、システム統合、システム選択」等を作業対象として打合せを行ってきました。その中で以下の基本方針を決定しました。

6町村で現在使用しているメーカーの中から選定する。

新市業務体系ごとに1メーカーでの統一を検討する。

選択基準として、「システム内容」を主として選定を行う。

に関しては、合併までに十分な時間があれば新しい自治体の「組織・機構」「人員配置」「業務内容」を前提条件に仕様書等を準備してメーカー選定も行えますが、我々の場合は時間的な点から不可能と判断し、構成団体から



のメーカー選定といたしました。

に関しては合併後の安全での確かな業務運用を考慮した結果、1メーカーでの運用が最善と判断しました。

しかしながら、につきましては、結果的にはその方針を撤回せざるを得ませんでした。同じ法律で処理している事務作業でも各自治体での施策となると全く方法論が異なります。それを同じ物差しで計ることは不可能との判断によるものです。その結果、我々独自の選択基準を作らざるを得なくなりました。

選択基準の変更 主として人口規模等客観データ

選択基準として考えたのは第一にサービス提供主体の住民の絶対数です。次にそのサービスを行う行政事務職員数、またシステム稼働の原動力となるSE人数でした。

その結果、平成14年1月にメーカーを仮決定し、正式決定は平成14年7月に行いました。なお実質的な契約はリース会社との契約となり、リース会社入札終了後の平成14年12月に契約を行いました。

#### 4. 合併準備期間

平成14年6月に峡西広域行政事務組合内に合併準備室が設置され、本格的な合併準備作業が開始されました。準備室の電算システム担当は当初4、6月までは2名で対応していましたが、その業務量の多さより7月より3名に増員して対応いたしました。

以下に電算システムの事務分掌を記載します。

担当者1 電算事務全般、予算(準備室・コンバート・H15年度)、各業者(コンサルタント・メーカー・設計・ネットワーク業者)対応  
担当者2 各分科会・検討会対応、各業務SE対応、コンバート対応  
担当者3 各分科会・検討会対応、新市ハード構成対応

合併電算統合事務とは一般的には住基を中心とした業務系電算事務の統合が主たる合併電算統合事務ですが、他に、構成町村の情報系システム統合も大きな課題となっておりました。情報系システムにおいては、新自治体内小中学校22校に約1,000台近くのPC、新自治体事務系職員に500台程度の1人1台PC、さらに合併後は企業局・消防本部も含めると700台近い情報系PC、また補助事業で実施している情報系事業などの扱い、これらの統合も合併電算統合事務として大きな作業量を占めていました。当然のことながら電算事務、情報系システム両方で利用している既存通信ネットワーク施設の合併対応も検討する必要があります。

前記より合併電算統合事務としては以下の3つがあげられました。  
事務系統合  
情報系統合  
それらを利用する既存通信ネットワーク整備

上記の机上作業は平成14年12月まで

には完了しました。1月以降は、WAN/LAN工事・机/事務系情報系の情報機器の配置・職員研修・窓口対応準備など、実際に合併する物理的な作業にはいりました。しかし1、3月の時点ではまだ旧町村役場・施設として機能している状態であり、LAN工事等は非常に困難な中での作業となりました。

2月当初に人事発令があり、直ちに職員研修にはいり3月下旬まで研修を実施し、4月以降の新市業務に備えしました。準備担当者としては、職員は3月24日の月曜日から新しい所属先で新市業務準備を開始する、との予定だったのですが、前述したように3月下旬はまだ旧町村での業務が稼働しており、とても新市対応など出来なかったのが実態でした。本来この最後の1週間で業務系PC運用テスト、サーバ負荷テスト、ネットワーク負荷テスト、施設電源環境実態把握等と予定していたのですが、職員が対応してくれないことには何もできません。結局3月最後の土曜日に職員に出勤してもらい、1日かけて各種テスト等を実施し、不具合等については30・31日に対応しました。

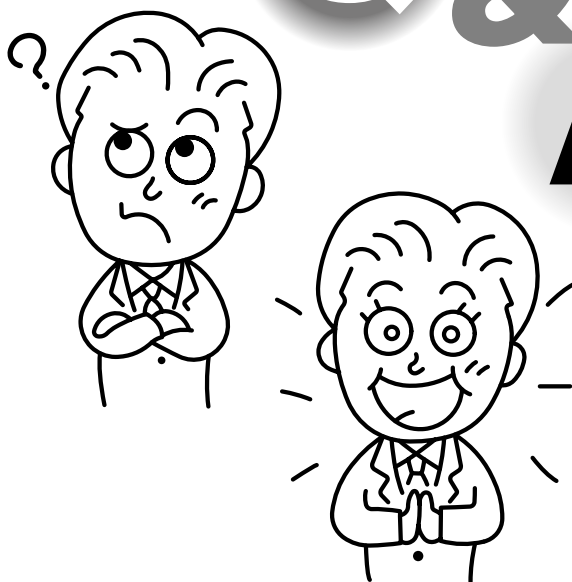
なお合併日の平成15年4月1日が火曜日だったため、旧町村電算事務からのデータ引継ぎ等で混乱が生じないか、との懸念もありましたが、前年10月からの事務系並行稼働を実施してきたため、平成15年3月31日夜には新市データは全てセットアップ完了となってお

り、全く問題はありませんでした。

#### 5. 合併後現状

合併直後の様々な混乱は当然当初から予期されていたことであり、SE等による各種支援、連日の対策会議等、も事前に準備しておいたため、突発的なトラブルに対しても迅速な対応が可能でした。具体的な例ですと、合併当日は各支所へSEを配置して窓口トラブル等に備えましたが、特に問題も無かったためSE配置に関しては合併当日だけで終了しました。また職員情報系PCの新市情報系ネットワークへの接続対応につきまして、2月中旬より旧各町村のグループウェア掲示板などを利用して設定変更情報を明示しておいた結果、合併初日には約80%の職員が情報系PCの新市情報系ネットワークへの接続を完了しており、残りも4月3日には全て新市情報系ネットワークへの接続は完了しておりました。現在、事務系業務も各種課税等の作業も概ね完了し、日々のオンライン作業も順調に稼働しております。今後は、合併と言う手段も完了し、合併の1つの目的である行政改革の推進のため、電子自治体を軸とした新たな業務体制を構築するなど、情報化計画策定等をおして合併後の新たな自治体作りを目指す予定となっており、これからは本番だと考えております。

# 自治 Q & A



## お答えします

期日前投票とは、  
どのような制度でしょうか？

**Q** 選挙期日前でも、  
直接投票箱に投票で  
きる新しい投票制度  
です。選挙は、選挙期  
日(投票日)に投票所  
において投票するこ

**A** とを原則としています。期日前投票  
制度により、選挙期日前であっても選  
挙期日と同じく投票を行うことができ  
、従来の選挙人名簿登録地の市町

村における不在者投票に変わる制度  
と言えます。これに伴い、従来の不在  
者投票のように、投票用紙を封筒に  
入れて、それに署名するといった手続  
が不要となり、投票用紙を直接投票  
箱にいれることができるため、投票が  
しやすくなります。また、電子投票  
(電磁的記録式投票)を導入した場合  
には、選挙期日前の投票についても電  
子投票により行うことができます。

期日前投票制度のあらまし

対象となる投票は、選挙人名簿登  
録地の市町村で行った投票で、その投票  
期間は選挙の期日の公示又は告示の  
日の翌日から選挙期日の前日までで  
す。従来の不在者投票制度では公示  
又は告示の日から選挙期日の前日ま  
で投票を行うことができたので、  
有権者が投票する機会を失うこと  
のないようこの制度の啓発に努めな  
ければなりません。

この投票を行うことができる者は  
従来の不在者投票と同様に選挙期日  
に、仕事や旅行、レジャー冠婚葬祭等  
の用務がある等の現行の不在者投票  
事由に該当すると見込まれる方です。  
そのため、現行の不在者投票と同じく  
これらの事由に該当する旨の宣誓書  
を期日前投票所において提出してい  
たこととなります。

期日前投票は選挙人名簿登録地の  
選挙管理委員会において行うもの  
に限られます。これは名簿登録地以外  
の市町村選挙管理委員会においては  
選挙人名簿が存在しないため、投票時  
に選挙権の有無を確認することがで  
きない等の事情によるものです。投票  
の手続は投票当日の投票所の投票と  
同じで、投票用紙に候補者名を記載  
し、選挙人本人が投票用紙を直接投  
票箱へ入れます。投票に際しては選挙  
権が認定されなければなりません。が  
期日前投票所も選挙当日の投票所と  
同じ投票所ですから、選挙権の有無  
は期日前投票を行う日に認定されま

す。これにより選挙期日前に投票用  
紙を直接投票箱に入れることが可能  
となり、期日前投票を行った後に他市  
町村へ移転、死亡等の事由が発生して  
その選挙権を失ったとしても、有効な  
投票として取り扱われることとなり  
ます。また、選挙期日には選挙権を有  
する者であっても、選挙期日前に投票  
を行おうとする日には未だ選挙権を  
有しない者例えば、選挙期日には20  
歳を迎えるが、選挙期日前には未だ19  
歳であり選挙権を有しない者)につ  
いては、期日前投票を行うことはでき  
ません。これらの者は、従来どおり不在  
者投票を行うことはできますが、名簿  
登録地選挙管理委員会においても期  
日前投票の例外として不在者投票を  
行うことができます。

期日前投票所は各市町村に1カ所  
以上設けられ、投票時間は午前8時  
30分から午後8時までです。複数の期  
日前投票所が設けられる場合、期日  
前投票所によっては投票時間が異なる  
場合があります。期日前投票所は選  
挙期日の投票所と同じく物理的に隔  
離できる場所であればならず、投票  
管理者、投票立会人2名が常駐しな  
ければなりません。投票管理者は選  
挙権を有する者から選任され、時間  
毎の交代は認められませんが、日毎に  
交代することができます。投票立会人  
は必ず2名常駐しなければなりません  
が選挙権を有する者から選任され、  
選挙当日の投票所と同様に時間毎に  
交代することができます。期日前投票

所の場所及び期日前投票所を設ける期間、投票管理者及び複数設置される期日前投票所の開閉時刻が変更される場合その時間は告示することとなります。

期日前投票は翌日も引き続き投票が行われるため、投票箱を翌日の投票まで適切に保管する必要がある。保管の方法としては、投票時間終了後、投票箱のふたを閉じ、かぎをかけたうえで、そのまま期日前投票所に保管する、又は必要に応じて投票箱を移動させ、かぎのあるロッカーに入れて保管するといったことが考えられます。期日前投票の期間の末日には期日前投票所の投票管理者は投票箱をいったん市町村の選挙管理委員会へ関係書類とともに送致します。送致を受けた市町村選挙管理委員会は選挙期日に開票管理者へ投票箱等を送致

し、開票所において他の選挙期日に設けられた投票所の投票箱とともに開き、開票されます。

不在者投票はどうなる？

選挙人名簿登録地の市町村における不在者投票は、原則として期日前投票に移行しますが、名簿登録地の市町村以外の市町村や病院、老人ホームなどにおける不在者投票については、従来どおり行われます。なお、投票開始日は選挙期日の公示又は告示の日の翌日から変更されましたので注意が必要です。

期日前投票制度の適用はいつから？

期日前投票制度は平成15年12月1日から施行されます。この日以後に選挙の期日を公示又は告示される選挙に適用されます。この日以前に公示又は告示される選挙は従来どおりの投票制度で行われます。

## Q 公営企業型地方独立行政法人制度とは、どのような制度なのでしょうか？

**A** 国において、中央省庁等改革の一環として、公共の事務・事業の効率性・透明性の向上等を目的に平成13年に独立行政法人制度がスタートし、その「地方版」として地方独立行政法人法が平成15年7月に公布されました。

この制度の趣旨は、試験研究機関、公立大学、公立病院等の地方公営企

業、特別養護老人ホーム等の社会福祉事業など、地域社会・地域経済の安定など公共上の見地から、その地域において確実に実施されることが必要な事務・事業であって、地方公共団体が自ら主体となつて直接に実施する必要のないものうち、民間の主体に委ねた場合には確実な実施が確保できないおそれがあるものについて、地方公共団体とは別の法人格を持つ法人を設立し、当該事務・事業を担わせる

ことによつて、より効率的・効果的な行政サービスを行うというものです。中でも地方公営企業の分野については、料金収入を基本に独立採算制による行政サービスを提供するといった点において、一般行政部門に導入される地方独立行政法人法とは特徴が異なっています。

この制度の中で、特例として法律に規定される主な内容としては、

公営企業型地方独立行政法人制度へ移行する対象とすべき地方公営企業は、地方公営企業法第2条第1項及び第2項に掲げる8事業(水道・工業用水道・軌道・自動車運送・鉄道・電気・ガス・病院事業)を当面の対象業務としていること。これは、企業会計(独立採算制)により財務及び会計を行っているため、スムーズに制度が導入されることが期待されるからです。

地方独立行政法人制度では一定の重要事項について議会の議決を経ることとされており、公営企業型地方独立行政法人制度の料金の上限及び事業計画(中期目標)も議会の議決を経ることとされていること。元来、右記8事業は条例により料金が決定されており、地方独立行政法人制度へ移行後も、その料金は公共料金的性格を有し、住民生活に多大な影響を及ぼすことが想定されるためです。

公営企業型地方独立行政法人は原則として料金収入による独立採算制とされているが、地方公営企業同様に本来一般行政が事務・事業を行うよ

うな場合や、料金収入のみによつて採算をとることが客観的に困難な場合などには、設立団体が財源を負担することが認められていること。

過去に起こした地方債(公営企業債)の債務(償還金)は、設立団体が債務者となつていますが、債務に係る負債相当額を設立団体に對して移行後の公営企業型地方独立行政法人に新たに負担させることが適当であること。

これらを踏まえて法律では第8章(法第81条、第87条)に、公営企業型地方独立行政法人に関する特例として規定されています。

公営企業型地方独立行政法人への移行後のメリットとしては、

自立的な経営が可能になり、経営責任の明確化が図られる。  
予算執行における機動性や弾力性が向上する。

法人の実績、職員の業績を反映した給与体系の構築が可能となる。

評価委員会による業績の評価や、会計監査人による監査などにより、経営のモウク体制が強化される。

経営の自由度が増すことで、サービス水準が高まる。  
などが上げられます。

地方独立行政法人法は平成16年4月1日に施行されますので、今後も制度の活用等について検討が必要となると考えられます。

# 市町村イベントごよみ

November → December

11 → 12

## 一年をしめくぐる 年末のイベント



### 市民第九演奏会 2003

都留市



平成 15 年 12 月 21 日 (日)

(会場: 都留市文化ホール・大ホール)

平成 8 年の同ホール開館を契機に、始められたこの演奏会は今回で 8 回目の開催となります。都留文科大学を中心とした文化都市づくりを進める本市のシンボリック事業として当市の年末の風物詩として定着しつつあります。

指揮に吉田悟氏、ソリストに山口道子氏、森永朝子氏、星洋二氏、末吉利行氏を迎え、管弦楽団は都留文科大学管弦楽団を主体にした市民第九管弦楽団 2003 (100 名) と市合唱連盟を主体にした市民第九合唱団 2003 (200 名) により演奏されます。

学生と市民が一体となった学園都市ならではの企画として毎年満席の好評をいただいております。

回数を重ねるごとにいよいよ自信に満ちあふれ、堂々とした歓喜のステージをご覧ください。

### 第 8 回津金りんご祭り

須玉町



平成 15 年 11 月 23 日 (日)

(会場: 須玉町津金「三代校舎ふれあいの里 校庭」)

須玉町津金地区では、標高 800m の大自然で育まれた真っ赤なりんごの収穫に感謝して「津金りんご祭り」を開催しています。

この時期、「津金のりんご」は昼夜の寒暖差により十分熟成されるためその甘みが増し、特産品種の「ふじ」は出荷の最盛期を迎えます。

当日は、りんごの即売会をはじめ、地場野菜の直売、地元団体による手打ち蕎麦やきのこと汁の提供などもあり、この機会に津金の『スローフード』を体験してみたいかがですか。

なお、昭和校舎の「おいしい学校」では、須玉町の旬の食材を使っのイタリアン、天然酵母を使っの焼きたてパンの提供も併せて、行っています。

秋の一日、「津軽りんご祭り」と「三代校舎」で、美味しい料理とハーブバス(風呂)につかって、ゆったり過ごしてみませんか。「津金りんご祭り」にあなたも是非、お越し下さい。

身延町

## 身延山「除夜の鐘」



平成15年12月31日(水)  
(会場:身延山久遠寺)

身延山の新年は、除夜の鐘に始まると言われています。  
紅白歌合戦も終わりに近づいたころになると、山うちはにわか賑わいを増し、新年の第一歩を身延山で始めようとする人たちが、久遠寺の境内はあふれんばかりとなります。  
身延山久遠寺は鎌倉時代に日蓮聖人によって開かれた日蓮宗総本山のお寺で、立教開宗750年を迎えました。  
除夜の鐘が撞かれる大梵鐘は、徳川家康の側室であった「お万の方」が自ら浄資を捧げて鑄造されたもので、新年の午前零時に第一打が撞かれ、7~10人単位で希望者全員が撞くことができます。  
除夜の鐘を撞いて、午前4時からの新年祝禱会(シュクトウエ)に出てロープウェイで奥之院思親閣まで行き、ご来光を見る元旦はいかがですか。

南アルプス市

## かきまつり・まいもん朝市



平成15年12月7日(日)  
(会場:八田総合交流ターミナル「ハッピーパーク」)

石川県穴水町が町名にちなんで開催した「全国穴水さん大会」で、八田地区には全国一穴水姓が多いことから、穴水町とは姉妹交流が続いています。  
「まいもん」とは、おいしいもの・うまいものことで、今年も新鮮な殻付きかきやサザエなど多数の海産物が、能登半島の北部、穏やかな七尾湾に面して広がる穴水町から届きます。  
会場内には、お買い求めいただいた殻付きかきを焼いて食べていただくコーナーもあります。

塩山市

## 一葉による一葉



平成15年11月29日(土)  
(会場:塩山市民文化会館 大ホール)

「樋口一葉ころのふるさと塩山市」幸田弘子舞台公演、この公演は、平成16年7月発行の新5千円札女性初の肖像画採用記念特別公演です。  
両親がふるさと・大藤村(現塩山市中萩原地区)を後にし、江戸幕府の要職として活躍された郷里の偉人・真下晩菘(ましもばんすう)を頼り出奔してから15年後の明治5年(1872年)3月25日、樋口なつは東京府内幸町の官舎で生まれました。後の樋口一葉です。  
「たけくらべ」「ゆく雲」「にこりえ」などの名作を書き遺した明治の女流作家、樋口一葉。苦しい暮らしの中で創作活動をし、24歳の若さで亡くなったその一生。  
その秘密を一葉の遺した日記と小説、随想、メモなどからたどります。

# 市町村振興協会たより

## 第19回山梨県市町村自治講演会

主催 (財)山梨県市町村振興協会  
後援 山梨県市長会、山梨県町村会、山梨県市議会議長会、山梨県町村議会議長会、山梨県市町村職員研修所  
日時 平成15年12月8日(月)受付13:00~  
講演13:30~16:45  
場所 山梨県自治会館 講堂(1階)  
対象者 市町村長をはじめ市町村幹部職員、市町村議会議員  
講演内容

「当面の政局の行方」	前産経新聞東京本社論説副委員長 ジャーナリスト 花岡信昭 氏
「今、子どもたちが変だぞ!」	東京都立大学人文学部助教授 社会学博士 宮台真司 氏

### 講師プロフィール

- ・花岡信昭氏 前産経新聞東京本社論説副委員長



略歴  
1946年 長野県長野市  
1969年 早稲田大学政経学部政治学科  
卒業  
産経新聞東京本社入社  
1986年 政治部次長  
1991年 経済部次長  
1994年 政治部長  
1995年 編集局次長兼論説副委員長  
1997年 論説副委員長  
2002年 退職

- ・宮台真司氏 東京都立大学人文学部助教授



略歴  
1959年 宮城県仙台市出身  
1982年 東京大学文学部卒業  
1987年 東京大学大学院社会学研究科  
博士課程修了  
東京大学教養学部助手  
1990年 東京大学から社会学博士号を  
授与  
東京外国語大学専任講師から  
助教授  
1993年 東京都立大学助教授

開催要領等につきましては、各市町村へ通知しております。  
問合せ先 055 - 237 - 3153 山梨県市町村振興協会

本協会では、昭和六十年から市町村長をはじめ市町村幹部職員並びに市町村議会議員を対象に、地方自治をとりまく環境の変化に対応する地域振興の方策等について講演会を実施しており、今年度で19回目を迎えました。

今年度は、前産経新聞東京本社論説副委員長で、現在はジャーナリストとして活躍中の花岡信昭氏と東京都立大学人文学部助教授で、社会学博士の宮台真司氏を講師としてお迎えし講演を行います。ぜひ、多くの方にご参加いただけますようお願いいたします。

# はじから!!! 市町村職員



篠原

Shinichiro Shinohara

振一郎さん(高根町)



平成15年4月に高根町役場に採用され、税務課徴収係に配属になりました。主に窓口業務、徴収事務、軽自動車税を担当しています。税務課がとてもシビアな部署ということもあり、配属された当初、町民の方と接する窓口業務では、緊張しながら対応していました。税金を分かり易く、しかも正確に説明しなければならいので、経験や知識が問われ、難しい面もありましたが、今では上司や先輩の親切な御指導等により、少しは落ち着いてきたところです。

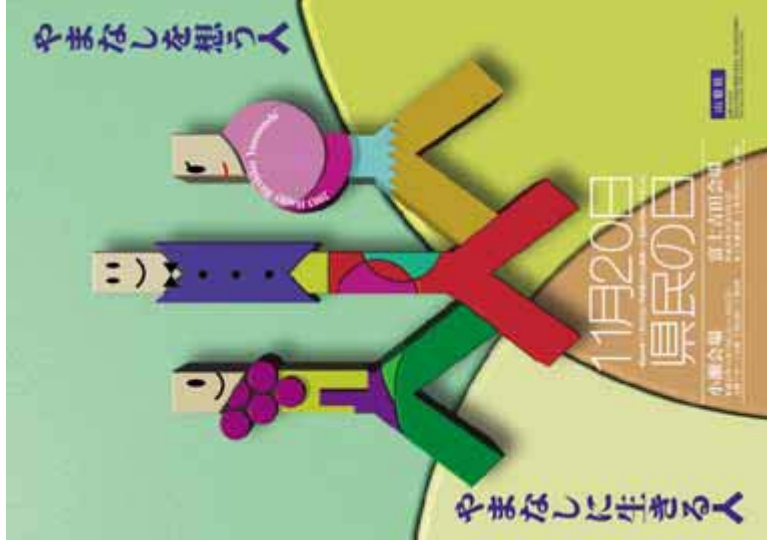
休日にはドライブや読書のほかに、ハンドボールをしています。中学時代の同級生を中心に去年から活動を始め、今年からは県のリーグ戦にも参加しています。ハンドボールは初めてなので、技術的にはまだまだですが、体を動かすことで、ストレス発散にもなっています。

来年11月には、峡北7町村の合併が控えているので、今からより仕事が大変になると思いますが、町民の方々、職場の方々に迷惑がかからないよう頑張っていきたいと思えます。

## AFTER NOTES

### 編集後記

今回は、編集長自身も衆議院議員総選挙の中編集を進めたが、多くの方々にお忙しい中執筆をお願いした。特に、市町村の職員の方々には、それぞれの市町村で中核的な仕事を行い、寸余を惜しむ中執筆していただき感謝している。しかし、弊誌発刊の趣旨は、自ら考え自ら実施する自治体職員づくりにあると思う。より多くの市町村職員に執筆していただければと思っている。



#### 第18回 県民の日記念行事

「第18回 県民の日記念行事」は、11月15日(土)16日(日)の両日小瀬スガーツ公園で開催されます。各市町村の地域づくりを紹介し、特産品の販売を行う「市町村ときめき広場」等、いろいろなイベントがあり、盛り沢山の内容となっています。